審議案件一覧表

〈追加〉

No.	議案番号	件名	担当所属
1	議案49	工事請負契約の変更契約の締結について（旧天津小湊清掃センター解体撤去工事）	清掃センター

〈当初〉

No.	議案番号	件名	担当所属
1	議案27	専決処分の承認を求めることについて（鴨川市税条例の一部を改正する条例）	企画総務部 税務課
2	議案28	専決処分の承認を求めることについて（鴨川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	企画総務部 税務課
3	議案29	鴨川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 企画政策課
4	議案30	鴨川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	市民福祉部 健康推進課
5	議案31	鴨川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	市民福祉部 健康推進課
6	議案32	物品購入契約の締結について（鴨川市学校給食センター給食用備品（フードスライサー外）の購入）	教育委員会 学校教育課
7	議案33	物品購入契約の締結について（移動教室バスの購入）	教育委員会 生涯学習課
8	議案34	市道路線の廃止について	建設経済部 都市建設課
9	議案35	市道路線の認定について	建設経済部 都市建設課
10	議案36	令和６年度鴨川市一般会計補正予算（第１号）	企画総務部 財政課
11	議案37	令和６年度鴨川市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）	市民福祉部 市民生活課
12	諮問1	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	企画総務部 総務課

13	報告 ２	令和５年度鴨川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	企画総務部 財政課
14	報告 ３	令和５年度鴨川市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について	企画総務部 財政課
15	報告 ４	令和５年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書について	水道課
16	報告 ５	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）	清掃センター

議案第 38 号

工事請負契約の変更契約の締結について

旧天津小湊清掃センター解体撤去のための工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結する。

令和６年６月 28 日提出

鴨川市長　長谷川　孝夫

１	契約の目的	旧天津小湊清掃センター解体撤去工事請負契約の変更
２	契約の方法	制限付き一般競争入札
３	契約金額	変更前　一金 384,450,000 円
		変更後　一金 500,720,000 円
４	契約の相手方	千葉市中央区新町 18 番地 10
		東急・久野特定建設工事共同企業体
		代表者　千葉市中央区新町 18 番地 10
		東急建設株式会社　千葉支店
		支店長　西村　伸
		構成員　鴨川市浜荻 405 番地
		株式会社久野工業
		代表取締役　渡辺　良治

（資料３）

議案第 38 号

工事請負契約の変更契約の締結について（旧天津小湊清掃センター解体撤去工事）

１　提案理由

旧天津小湊清掃センター解体撤去のための工事請負契約の変更契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第１項第５号及び鴨川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 45 号）第２条の規定により議決を求める。

２　内容

（１）　変更内容

契約金額

変更前　一金 384,450,000 円

変更後　一金 500,720,000 円

増　額　一金 116,270,000 円

（財源内訳）

区分	金額（円）			備考
	変更前	変更後	増額	
国庫支出金				
県支出金				
地方債	346,000,000	450,600,000	104,600,000	公共施設等適正管理推進事業債
その他				
一般財源	38,450,000	50,120,000	11,670,000	
合計	384,450,000	500,720,000	116,270,000	

（２）　変更理由

ア　焼却場の一部（ロータリードライヤ、乾燥ダクト、焼却炉、主煙道ダクト及び混気室）及び焼却場附属設備である排ガス処理設備の一部（ガ

ス冷却室）の構造が耐火モルタル層を含む構造（変更前　耐火モルタル層を含まない構造）となっていることから、耐火モルタル層の解体、処理及び処分が必要となったこと。

イ　焼却場附属設備である煙突の構造が鉄筋コンクリートと鋼管の二重構造（変更前　鉄筋コンクリートのみの構造）となっていることから、構造内部のダイオキシン類の除染並びに鋼管の解体、処理及び処分が必要となったこと。

（３）　事業の概要

ア　執行理由

老朽化による腐食、欠損等が著しいことから、施設の倒壊及び建屋の飛散による周辺への被害を防止するため、解体撤去工事を実施する。

イ　契約の相手方

千葉市中央区新町 18 番地 10

東急・久野特定建設工事共同企業体

代表者　千葉市中央区新町 18 番地 10

東急建設株式会社　千葉支店

支店長　西村　伸

構成員　鴨川市浜荻 405 番地

株式会社久野工業

代表取締役　渡辺　良治

ウ　変更工事概要

（ア）　焼却場の一部（ロータリードライヤ、乾燥ダクト、焼却炉、主煙道ダクト及び混気室）　耐火モルタル層の解体、処理及び処分の追加

（イ）　焼却場附属設備である排ガス処理設備の一部（ガス冷却室）　耐火モルタル層の解体、処理及び処分の追加

（ウ）　焼却場附属設備である煙突　ダイオキシン類の除染並びに鋼管の解体、処理及び処分の追加

エ　契約工期

変更前　契約日の翌日（令和５年３月 24 日）から令和６年 11 月 20 日まで

変更後　契約日の翌日（令和５年３月 24 日）から令和７年６月 30 日まで

変更工事範囲

平面図（施設及び設備の解体撤去）

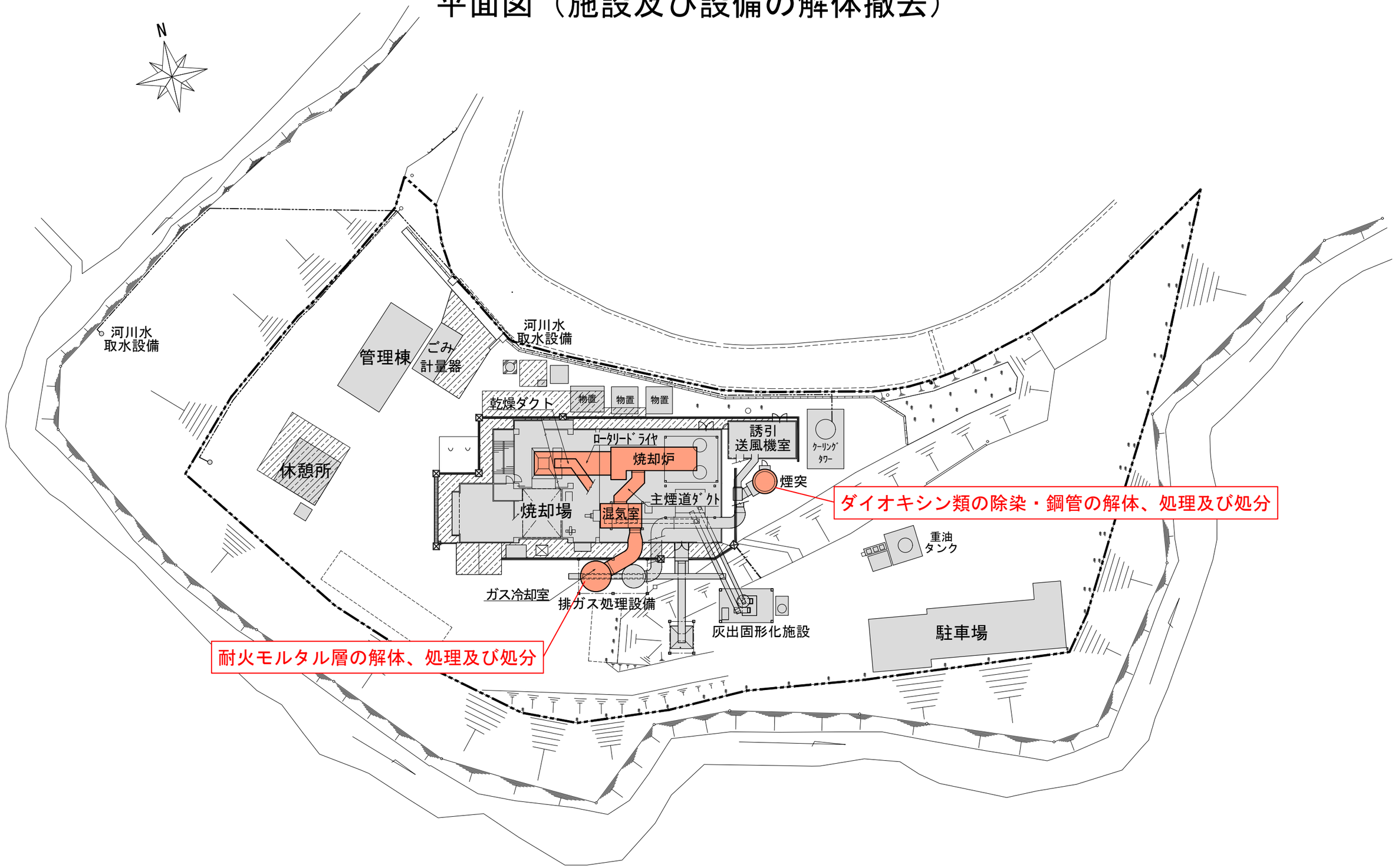

煙突立断面図

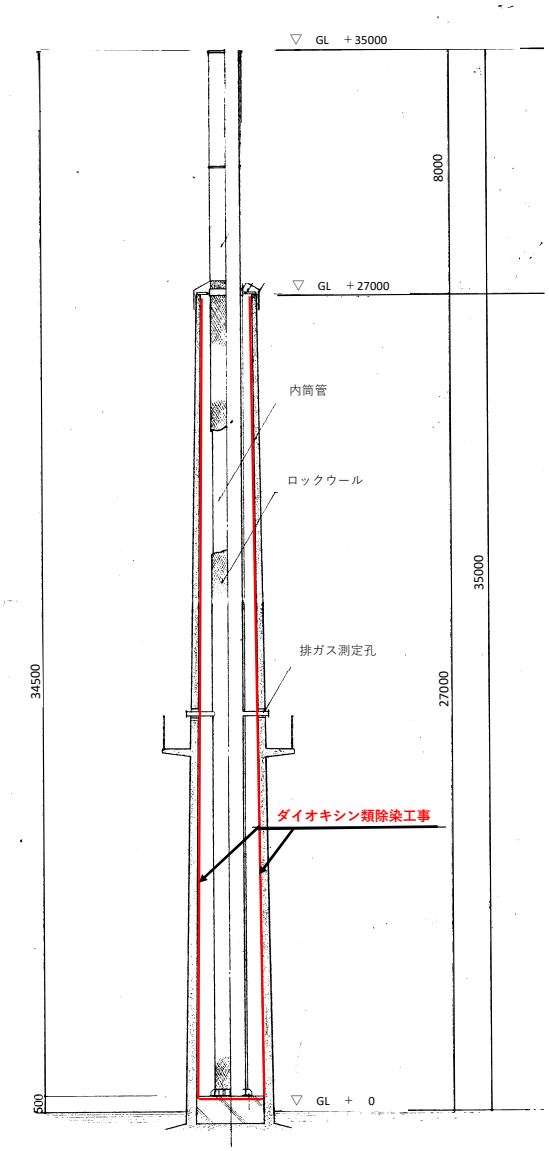

内筒管平面図

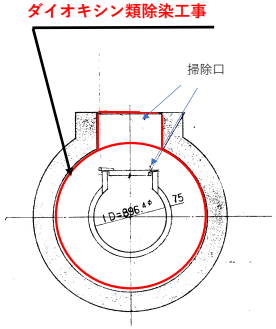

議案第 27 号

専決処分の承認を求めることについて

鴨川市税条例の一部を改正する条例の制定について、緊急を要すると認め、別紙のとおり専決処分したので、議会の承認を求める。

令和６年６月 10 日提出

鴨川市長　長谷川　孝夫

専決第２号

専決処分書

議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第１項の規定により、鴨川市税条例の一部を改正する条例の制定について別紙のとおり専決処分する。

令和６年３月 30 日

鴨川市長　長谷川　孝夫

鴨川市条例第 21 号

鴨川市税条例の一部を改正する条例

鴨川市税条例（平成 17 年鴨川市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 51 条第２項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 51 条第３項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第 71 条第２項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 71 条第３項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第 139 条の３第２項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 139 条の３第３項中「によって」を「により」に改める。

附則第５条の次に次の１条を加える。

（令和６年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第５条の２　所得割の納税義務者の選択により、法附則第４条の４第４項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第４項に規定する災害関連支出がある場合には、第３項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和５年において生じた法第 314 条の２第１項第１号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 34 条の２の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和７年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

２　前項前段の場合において、第 34 条の２の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第 48 条の６第１項に規定する親族の有する法附則第４条の４第４項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和７年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

３　第１項の規定は、令和６年度分の第 36 条の２第１項又は第４項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の３第１項の確定申告書を含む。）に第１項の規定

の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第６条中「附則第４条の４第３項」を「附則第４条の５第３項」に改める。

附則第７条の４の次に次の４条を加える。

（令和６年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第７条の５　令和６年度分の個人の市民税に限り、法附則第５条の８第４項及び第５項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和６年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が 1,805 万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第７条の７において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第 34 条の３、第 34 条の６から第 34 条の９まで、附則第５条第２項、附則第７条第１項、附則第７条の３の２第１項、前条及び附則第９条の２の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

２　前項の規定の適用がある場合における第 34 条の７第２項、第 47 条の５第１項及び前条の規定の適用については、第 34 条の７第２項及び前条中「附則第５条の６第２項」とあるのは「附則第５条の６第２項及び第５条の８第６項」と、第 47 条の５第１項中「課した」とあるのは「附則第７条の５第１項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第７条の５第１項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和６年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第７条の６　令和６年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第 41 条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

（１）　特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第１項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第５条の８第１項及び第２項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を４で除して得た金額（当該金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に３を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第１期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 40 条第１項に規定する第１期の納期（以下この項、次項及び次条第１項において「第１期納期」という。）においてはその者の第１期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

（２）　特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額以上であり、かつ、その者の第１期分金額とその者の分割

金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第１期納期においてはないものとし、第 40 条第１項に規定する第２期の納期（以下この項及び次条第１項において「第２期納期」という。）においてはその者の第１期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第 40 条第１項に規定する第３期の納期（以下この項において「第３期納期」という。）及び同条第１項に規定する第４期の納期（以下この項において「第４期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

（３） 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額とその者の分割金額に２を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第１期納期及び第２期納期においてはないものとし、第３期納期においてはその者の第１期分金額とその者の分割金額に２を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第４期納期においてはその者の分割金額とする。

（４） 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額とその者の分割金額に２を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第１期納期、第２期納期及び第３期納期においてはないものとし、第４期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

２ 令和６年度分の個人の市民税（第１期納期から第 47 条第１項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和６年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第７条の７ 令和６年度分の個人の市民税に限り、第 47 条の２第１項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第３項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第２項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

（１） 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第７条の５第１項の規定の適用がないものとした場合に算出される第 47 条の２第１項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第５号において同じ。）の合算額（以下この号及び第５号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第３項第１号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第３項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額

の２分の１に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を２で除して得た金額（当該金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第２期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第１期分金額」という。）に満たない場合には、第１期納期及び第２期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第 47 条の３に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第３項において「特別徴収対象税額」という。）は、第１期納期においてはその者の第１期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第２期納期においてはその者の第２期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の 10 月１日から 11 月 30 日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を３で除して得た金額（当該金額に 100 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に２を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10 月分金額」という。）に相当する税額、同年 12 月１日から翌年の３月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

（２）　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額以上であり、かつ、その者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期における税額はないものとし、第２期納期においてはその者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の 10 月１日から 11 月 30 日までの間においてはその者の 10 月分金額に相当する税額、同年 12 月１日から翌年の３月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

（３）　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の 10 月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の 10 月１日から 11 月 30 日までの間においてはその者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の 10 月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 12 月１日から翌年の３月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

（４）　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の 10 月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者

の 10 月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期並びに当該年度の初日の属する年の 10 月１日から 11 月 30 日までの間における税額はないものとし、同年 12 月１日から翌年の１月 31 日までの間においてはその者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の 10 月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

（５） 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の 10 月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期並びに当該年度の初日の属する年の 10 月１日から翌年の１月 31 日までの間における税額はないものとし、同年２月１日から３月 31 日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

２ 前項の規定の適用がある場合における第 47 条の４の規定の適用については、同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の 10 月１日から翌年の３月 31 日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第７条の７第１項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

３ 令和６年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第１項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

（１） 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第 47 条の５第１項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を３で除して得た金額（当該金額に 100 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に２を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10 月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の 10 月１日から 11 月 30 日までの間においてはその者の 10 月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 12 月１日から翌年の３月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

（２） 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の 10 月分金額以上であり、かつ、その者の 10 月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の 10 月１日から 11 月 30 日までの間における税額はないものとし、同年 12 月１日から翌年の１月 31 日までの間においてはその者の 10 月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月 31 日までの間において

はその者の分割金額に相当する税額とする。

（３） 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の 10 月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の 10 月１日から翌年の１月 31 日までの間における税額はないものとし、同年２月１日から３月 31 日までの間においてはその者の第 47 条の５第２項の規定により読み替えられた第 47 条の２第１項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

４ 前項の規定の適用がある場合における第 47 条の４の規定の適用については、同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の 10 月１日から翌年の３月 31 日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第７条の７第３項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

５ 令和６年度分の個人の市民税につき第 47 条の６第１項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

（令和７年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第７条の８ 令和７年度分の個人の市民税に限り、法附則第５条の 12 第３項及び第４項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和７年度分特別税額控除額を、同条第３項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第 34 条の３、第 34 条の６から第 34 条の９まで、附則第５条第２項、附則第７条第１項、附則第７条の３の２第１項、附則第７条の４及び附則第９条の２の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第８条第２項中「前条」を「附則第７条の４」に改め、同条第３項中「第 34 条の９第１項」の次に「、附則第７条の５第１項及び前条」を加え、「同項」を「第 34 条の９第１項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第７条の５第１項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第８条第２項及び」と、前条中「附則第７条の４及び」とあるのは「附則第７条の４、次条第２項及び」とする」に改める。

附則第 10 条の２第 13 項を削り、同条第 12 項を同条第 13 項とし、同条第 11 項中「附則第 15 条第 25 項第３号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第４号ハ」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 10 項中「附則第 15 条第 25 項第３号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第４号ロ」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第９項中「附則第 15 条第 25 項第３号イ」を「附則第 15 条第 25 項第４号イ」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第８項中「附則第 15 条第 25 項第２号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第３号ハ」に改め、同項を同条第９項とし、同条第７項中「附則第 15 条第 25 項第２号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第３号ロ」に改め、同項を同条第８項とし、同条第６項中「附則第 15 条第 25 項第２号イ」を「附則第 15 条第 25 項第３号イ」に改め、同項を同条第７項とし、同条第５項の次に次の１項を加える。

６ 法附則第 15 条第 25 項第２号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、７分の６とする。

附則第 10 条の３第 14 項を同条第 15 項とし、同条第 13 項中「附則第７条第 17 項」を「附則第７条第 18 項」に改め、同項を同条第 14 項とし、同条第 12 項中「附則第７条第 16 項各号」を「附則第７条第 17 項各号」に改め、同項を同条第 13 項とし、同条第 11 項中「附則第７条第 11 項各号」を「附則第７条第 12 項各号」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 10 項中「附則第 15 条の９の２第１項」を「法附則第 15 条の９の２第１項」

に、「附則第７条第 10 項各号に規定する」を「附則第７条第 11 項各号に掲げる」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第９項中「附則第７条第９項各号」を「附則第７条第 10 項各号」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第８項中「附則第７条第８項各号」を「附則第７条第９項各号」に改め、同項を同条第９項とし、同条中第７項を第８項とし、第３項から第６項までを１項ずつ繰り下げ、第２項の次に次の１項を加える。

３　市長は、法附則第 15 条の７第１項又は第２項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第５条第４項に規定する管理者等から、法附則第 15 条の７第３項に規定する期間内に施行規則附則第７条第４項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第 15 条の７第１項又は第２項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項又は第２項の規定を適用することができる。

附則第 11 条の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改める。

附則第 11 条の２の見出し中「令和４年度又は令和５年度」を「令和７年度又は令和８年度」に改め、同条第１項中「令和４年度分又は令和５年度分」を「令和７年度分又は令和８年度分」に改め、同条第２項中「令和４年度適用土地又は令和４年度類似適用土地」を「令和７年度適用土地又は令和７年度類似適用土地」に、「令和５年度分」を「令和８年度分」に改める。

附則第 12 条の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同条第１項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和４年度分の固定資産税にあっては、100 分の 2.5)」及び「(令和３年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第２項及び第３項中「令和４年度分及び令和５年度分」を「令和６年度から令和８年度までの各年度分」に改め、同条第４項及び第５項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改める。

附則第 13 条の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同条中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「(令和３年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削る。

附則第 15 条第１項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同条第２項中「令和６年３月 31 日」を「令和９年３月 31 日」に改める。

附則第 16 条の３第３項に次の１号を加える。

（５）　附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 16 条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 16 条の４第３項に次の１号を加える。

（５）　附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 16 条の４第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 17 条第３項に次の１号を加える。

（５）　附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第

１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条第５項に次の１号を加える。

（５）　附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条第２項に次の１号を加える。

（５）　附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条第２項に次の１号を加える。

（５）　附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の２第２項に次の１号を加える。

（５）　附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の２第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の２第５項に次の１号を加える。

（５）　附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の２第３項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の３第２項に次の１号を加える。

（５）　附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の３第５項に次の１号を加える。

（５）　附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の３第３項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第２条　別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の鴨川市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和６年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和５年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２　令和２年４月１日から令和６年３月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

３　平成 29 年４月１日から令和６年３月 31 日までの間に受けた旧法附則第 15 条第 32 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 28 号

専決処分の承認を求めることについて

鴨川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、緊急を要すると認め、別紙のとおり専決処分したので、議会の承認を求める。

令和６年６月 10 日提出

鴨川市長　長谷川　孝夫

専決第３号

専決処分書

議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第１項の規定により、鴨川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について別紙のとおり専決処分する。

令和６年３月 30 日

鴨川市長　長谷川　孝夫

鴨川市条例第 22 号

鴨川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

鴨川市国民健康保険税条例（平成 17 年鴨川市条例第 114 号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項ただし書中「22 万円」を「24 万円」に改める。

第 23 条第１項中「22 万円」を「24 万円」に改め、同項第２号中「29 万円」を「29 万 5,000 円」に改め、同項第３号中「53 万 5,000 円」を「54 万 5,000 円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の鴨川市国民健康保険税条例の規定は、令和６年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和５年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 29 号

鴨川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鴨川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和６年６月 10 日提出

鴨川市長　長谷川　孝夫

鴨川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

鴨川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 27 年鴨川市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「法別表第２の第２欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第３項中「法別表第２の第２欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第４欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 30 号

鴨川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

鴨川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和６年６月 10 日提出

鴨川市長　長谷川　孝夫

鴨川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

鴨川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 26 年鴨川市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第１号中「第 140 条の 66 第１号ロ（２）」を「第 140 条の 66 第１号イ」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 31 号

鴨川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

鴨川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和６年６月 10 日提出

鴨川市長　長谷川　孝夫

鴨川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鴨川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成 26 年鴨川市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「次条」を「次条第１項各号」に改め、同条第２項中「第 140 条の 66 第１号ロ（２）」を「第 140 条の 66 第１号イ」に改め、「をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第３条各号列記以外の部分中「をいう」の次に「。以下同じ」を、「員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会が第１号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条に次の２項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第１号被保険者の数について、おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たしているものとみなすことができる。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから２人とする。

３　第１項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると認める場合における地域包括支援センターに置くべき職員の員数の基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第１号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第１号被保険者の数	基準
おおむね 1,000 人未満	第１項各号に掲げる者のうちから１人又は２人
おおむね 1,000 人以上 2,000 人未満	第１項各号に掲げる者のうちから２人（うち１人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね 2,000 人以上 3,000 人	専らその職務に従事する常勤の第１項第１号に掲げ

未満	る者１人及び専らその職務に従事する常勤の第１項第２号又は第３号に掲げる者のいずれか１人

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 32 号

物品購入契約の締結について

鴨川市学校給食センター給食用備品（フードスライサー外）を購入するため、次のとおり物品購入契約を締結する。

令和６年６月 10 日提出

鴨川市長　長谷川　孝夫

１	契約の目的	鴨川市学校給食センター給食用備品（フードスライサー外）の購入
２	契約の方法	指名競争入札
３	契約金額	一金 69,190,000 円
４	契約の相手方	千葉市稲毛区緑町一丁目 26 番８号 新日本厨機株式会社　千葉営業所 営業所長　堀　智也

議案第 33 号

物品購入契約の締結について

移動教室バスを購入するため、次のとおり物品購入契約を締結する。

令和６年６月 10 日提出

鴨川市長　長谷川　孝夫

１	契約の目的	移動教室バスの購入
２	契約の方法	指名競争入札
３	契約金額	一金 33,395,950 円
４	契約の相手方	鴨川市滑谷 777 番地 株式会社　タムラ 代表取締役　田村　清孝

議案第 34 号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止する。

令和６年６月 10 日提出

鴨川市長　長谷川　孝夫

路線番号	路線名	起点	終点
1293	安田線	鴨川市花房字安田 66 番１地先	鴨川市花房字安田 69 番地先

議案第 35 号

市道路線の認定について

次の路線を市道路線に認定する。

令和６年６月 10 日提出

鴨川市長　長谷川　孝夫

路線番号	路線名	起点	終点
1696	川口 10 号線	鴨川市貝渚字川口 3048 番８地先	鴨川市貝渚字川口 3049 番５地先

議案第36号

令和６年度鴨川市一般会計補正予算（第１号）

令和６年度鴨川市の一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ518,658千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,324,658千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法第213条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　債務負担行為の追加は、「第３表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第４条　地方債の変更は、「第４表　地方債補正」による。

令和６年６月10日提出

鴨川市長　長谷川　孝夫

第１表　歳入歳出予算補正

１　歳　入

（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		1,524,831	351,522	1,876,353
	1 国庫負担金	1,125,458	230	1,125,688
	2 国庫補助金	388,484	351,292	739,776
16 県支出金		1,047,478	1,943	1,049,421
	1 県負担金	591,124	115	591,239
	2 県補助金	353,459	1,828	355,287
19 繰入金		1,459,544	24,205	1,483,749
	2 基金繰入金	1,459,544	24,205	1,483,749
21 諸収入		302,875	61,788	364,663
	4 雑入	189,976	61,788	251,764
22 市債		1,385,380	79,200	1,464,580
	1 市債	1,385,380	79,200	1,464,580
歳入合計		17,806,000	518,658	18,324,658

2　歳　出

（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,136,621	2,481	3,139,102
	1 総務管理費	2,732,768	1,045	2,733,813
	2 徴税費	187,478	127	187,605
	3 戸籍住民基本台帳費	120,120	1,309	121,429
3 民生費		5,902,285	350,431	6,252,716
	1 社会福祉費	3,138,429	341,650	3,480,079
	2 児童福祉費	2,236,926	8,781	2,245,707
4 衛生費		2,176,024	161,028	2,337,052
	1 保健衛生費	428,191	72,624	500,815
	2 清掃費	1,528,763	88,404	1,617,167
8 土木費		728,536	4,718	733,254
	2 道路橋梁費	437,474	4,718	442,192
歳出合計		17,806,000	518,658	18,324,658

第２表　繰越明許費

（単位　千円）

款	項	事　　業　　名	金　　額
10　教育費	5　社会教育費	旧江見小学校跡地活用事業	546,520

第３表　債務負担行為補正

追加　　（単位　千円）

事　　項	期　　間	限　度　額
旧天津小湊清掃センター除却事業	自　令和６年度 至　令和７年度	28,266

第４表　地方債補正

変更　　（単位　千円）

起　債　の　目　的	補　正　前				補　正　後			
	限度額	起債の方　法	利率	償還の方法	限度額	起債の方　法	利率	償還の方　法
旧天津小湊清掃センター除却事業	133,700	普通貸借又は証券発行	５．０％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金及び地方公共団体金融機構資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限の短縮、繰上償還並びに低利債への借換えをすることができる。	212,900	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
計	133,700				212,900			

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1　総　　括

（歳　　入）　　（単位　千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
15 国庫支出金	1,524,831	351,522	1,876,353
16 県支出金	1,047,478	1,943	1,049,421
19 繰入金	1,459,544	24,205	1,483,749
21 諸収入	302,875	61,788	364,663
22 市債	1,385,380	79,200	1,464,580
歳　入　合　計	17,806,000	518,658	18,324,658

（歳　　出）

（単位　千円）

款	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特　定　財　源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	3,136,621	2,481	3,139,102	3,012		654	△ 1,185
3 民生費	5,902,285	350,431	6,252,716	348,625			1,806
4 衛生費	2,176,024	161,028	2,337,052		79,200	61,088	20,740
8 土木費	728,536	4,718	733,254				4,718
歳　出　合　計	17,806,000	518,658	18,324,658	351,637	79,200	61,742	26,079

2　歳　入

(款)15　国庫支出金　　(項) 1　国庫負担金　　(単位　千円)

目	補正前の額	補　正　額	計	節 区　分	節 金　額	説　明	
1 民生費国庫負担金	1,125,304	230	1,125,534	2 児童福祉費負担金	230	母子生活支援施設措置費負担金	230
計	1,125,458	230	1,125,688				

(款)15　国庫支出金　　(項) 2　国庫補助金

1 総務費国庫補助金	28,502	348,792	377,294	1 総務管理費補助金	348,792	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	1,309
						外国人受入環境整備交付金	1,703
						物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	345,780
2 民生費国庫補助金	236,522	2,500	239,022	2 児童福祉費補助金	2,500	子ども・子育て支援事業費補助金	2,500
計	388,484	351,292	739,776				

(款)16　県支出金　　(項) 1　県負担金

1 民生費県負担金	591,047	115	591,162	2 児童福祉費負担金	115	母子生活支援施設措置費負担金	115
計	591,124	115	591,239				

(款)16　県支出金　　(項) 2　県補助金

3 衛生費県補助金	41,336	1,828	43,164	1 保健衛生費補助金	1,828	千葉県海岸漂着物地域対策推進事業補助金	1,828
計	353,459	1,828	355,287				

(款)19　繰入金　　(項) 2　基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	666,539	24,205	690,744	1 財政調整基金繰入金	24,205	財政調整基金繰入金	24,205
計	1,459,544	24,205	1,483,749				

(款)21　諸収入　　(項) 4　雑入

5 雑入	189,974	61,788	251,762	2 雑入	61,788	コミュニティ助成事業助成金	300

（単位　千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　明	
				区　分	金　額		
						賠償補償保険共済金	354
						損害賠償金	46
						ワクチン生産体制等緊急整備基金助成金	61,088
計	189,976	61,788	251,764				

(款)22　市債　　(項) 1　市債

3 衛生債	133,700	79,200	212,900	1 清掃債	79,200	旧天津小湊清掃センター除却事業債	79,200
計	1,385,380	79,200	1,464,580				

3　歳　出

（款）2　総務費　　（項）1　総務管理費　　（単位　千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
6 財産管理費	315,674	355	316,029			354	1	21 補償，補填及び賠償金	355	**●事故等賠償費 355** 21 補償，補填及び賠償金 355 ・事故賠償金 355
10 電子計算費	160,804	352	161,156				352	11 役務費	352	**●情報系システム維持管理事業 352** 11 役務費 352 ・コンピュータ用通信回線設置料 185 ・コンピュータ用専用回線使用料 167
12 コミュニティ振興費	46,881	38	46,919				38	8 旅費	38	**●市政協力員設置事業 38** 8 旅費 38 ・費用弁償 38
13 諸費	5,111	300	5,411	1,703		300	△1,703	18 負担金，補助及び交付金	300	**●外国人も暮らしやすいまちづくり事業 300** 18 負担金，補助及び交付金 300 ・多文化共生事業補助金 300
計	2,732,768	1,045	2,733,813	1,703		654	△1,312			

（款）2　総務費　　（項）2　徴税費

1 税務総務費	164,709	127	164,836				127	1 報酬	108	**●固定資産評価審査委員会運営事業 127** 1 報酬 108 ・固定資産評価審査委員会委員報酬 108 8 旅費 19 ・費用弁償 19
								8 旅費	19	
計	187,478	127	187,605				127			

（款）2　総務費　　（項）3　戸籍住民基本台帳費　　（単位　千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 戸籍住民基本台帳費	120,120	1,309	121,429	1,309				12 委託料	1,309	**●戸籍住民基本台帳事務費 1,309** 12 委託料 1,309 ・戸籍電算システム改修業務委託料 1,309
計	120,120	1,309	121,429	1,309						

（款）3　民生費　　（項）1　社会福祉費

1 社会福祉総務費	509,963	341,650	851,613	339,959			1,691	1 報酬	3,684	**●社会福祉総務事務費 1,691** 1 報酬 1,300 ・会計年度任用職員報酬 1,300 3 職員手当等 335 ・会計年度任用職員期末手当 182 ・会計年度任用職員勤勉手当 153 8 旅費 46 ・費用弁償 46 12 委託料 10 ・会計年度任用職員健康診断委託料 10 **●物価高騰対応重点支援給付金支給事業（新たな非課税世帯等分） 105,988** 1 報酬 1,589 ・会計年度任用職員報酬 1,589 3 職員手当等 1,327 ・時間外勤務手当 754 ・会計年度任用職員期末手当 312 ・会計年度任用職員勤勉手当 261 4 共済費 406 ・会計年度任用職員社会保険料 406 8 旅費 116 ・費用弁償 116 10 需用費 172
								3 職員手当等	2,620	
								4 共済費	595	
								8 旅費	220	
								10 需用費	516	
								11 役務費	2,238	
								12 委託料	3,075	
								13 使用料及び賃借料	512	
								18 負担金，補助及び交付金	328,190	

										・消耗品費 123 ・印刷製本費 49 11 役務費 329 ・郵便料 213 ・口座振込手数料 116 12 委託料 1,537 ・システム改修委託料 1,518 ・会計年度任用職員健康診断委託料 19 13 使用料及び賃借料 512 ・パソコンリース料 406 ・電話借上料 106 18 負担金，補助及び交付金 100,000 ・物価高騰対応重点支援給付金（新たな非課税世帯等分） 100,000 **●物価高騰対応重点支援給付金支給事業（調整給付分） 233,971** 1 報酬 795 ・会計年度任用職員報酬 795 3 職員手当等 958 ・時間外勤務手当 754 ・会計年度任用職員期末手当 105 ・会計年度任用職員勤勉手当 99 4 共済費 189 ・会計年度任用職員社会保険料 189 8 旅費 58 ・費用弁償 58 10 需用費 344 ・消耗品費 158 ・印刷製本費 186 11 役務費 1,909 ・郵便料 1,227 ・口座振込手数料 682 12 委託料 1,528

3　民生費　　1　社会福祉費

（単位　千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
										・システム改修委託料 1,518 ・会計年度任用職員健康診断委託料 10 18 負担金，補助及び交付金 228,190 ・物価高騰対応重点支援給付金（調整給付分） 228,190
計	3,138,429	341,650	3,480,079	339,959			1,691			

（款）3　民生費　　（項）2　児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
1 児童福祉総務費	287,578	5,821	293,399	5,821				1 報酬	582	**●物価高騰対応重点支援給付金支給事業（新非課税等こども加算分） 5,821**
								3 職員手当等	543	1 報酬 582
								4 共済費	166	・会計年度任用職員報酬 582
								8 旅費	21	3 職員手当等 543
								10 需用費	29	・時間外勤務手当 208
								11 役務費	17	・会計年度任用職員期末手当 182
								12 委託料	660	・会計年度任用職員勤勉手当 153
								13 使用料及び賃借料	53	4 共済費 166
								18 負担金，補助及び交付金	3,750	・会計年度任用職員社会保険料 166
										8 旅費 21
										・費用弁償 21
										10 需用費 29
										・消耗品費 29
										11 役務費 17
										・郵便料 8
										・口座振込手数料 9
										12 委託料 660
										・システム改修委託料 660
										13 使用料及び賃借料 53
										・パソコンリース料 53
										18 負担金，補助及び交付金 3,750

										・物価高騰対応重点支援給付金（新非課税等こども加算分） 3,750
2 児童手当費	296,945	2,501	299,446	2,500			1	12 委託料	2,501	**●児童手当費 2,501** 12 委託料 2,501 ・システム改修委託料 2,501
3 母子福祉費	92,992	459	93,451	345			114	12 委託料	459	**●母子生活支援施設措置事業 459** 12 委託料 459 ・母子生活支援施設措置委託料 459
計	2,236,926	8,781	2,245,707	8,666			115			

（款）4　衛生費　　（項）1　保健衛生費

2 予防費	100,251	72,624	172,875			61,088	11,536	1 報酬	84	**●予防接種事業 72,624** 1 報酬 84 ・鴨川市予防接種健康被害調査委員会委員報酬 84
								8 旅費	8	8 旅費 8 ・費用弁償 8
								10 需用費	57	10 需用費 57 ・消耗品費 16 ・印刷製本費 41
								12 委託料	72,259	12 委託料 72,259 ・予防接種委託料 72,259
								18 負担金，補助及び交付金	216	18 負担金，補助及び交付金 216 ・予防接種負担金 216
計	428,191	72,624	500,815			61,088	11,536			

（款）4　衛生費　　（項）2　清掃費

1 清掃総務費	166,084	88,404	254,488		79,200		9,204	12 委託料	△2,354	**●家庭用小型合併処理浄化槽設置補助事業 400** 22 償還金，利子及び割引料 400 ・国県支出金等返還金 400 **●旧天津小湊清掃センター除却事業 88,004** 12 委託料 △2,354
								14 工事請負費	90,358	
								22 償還金，利子及び割引料	400	

（単位　千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明	
										・監理委託料	△2,354
										14 工事請負費	90,358
										・解体撤去工事	90,358
計	1,528,763	88,404	1,617,167		79,200		9,204				

（款）8　土木費　　（項）2　道路橋梁費

3 道路橋梁新設改良費	112,089	4,718	116,807				4,718	12 委託料	2,233	**●市道整備事業**	**3,398**
								16 公有財産購入費	1,885	12 委託料	913
										・登記委託料	913
								21 補償，補填及び賠償金	600	16 公有財産購入費	1,885
										・市道用地	1,885
										21 補償，補填及び賠償金	600
										・電柱移設補償	600
										●社会資本整備総合交付金事業	**1,320**
										12 委託料	1,320
										・測量委託料	1,320
計	437,474	4,718	442,192				4,718				

給与費明細書

1　特別職

区分		職員数	給与費					共済費	合計	備考
			報酬	給料	期末手当（千円） 年間支給率	その他の手当	計			
		（人）	（千円）	（千円）	（月分）	（千円）	（千円）	（千円）	（千円）	
補正後	長等	3		20,859	9,179 4.45	220	30,258	4,925	35,183	
	議員	18	73,656		33,146 4.50		106,802	21,752	128,554	
	その他の特別職	1,355	53,221				53,221		53,221	
	計	1,376	126,877	20,859	42,325	220	190,281	26,677	216,958	
補正前	長等	3		20,859	9,179 4.45	220	30,258	4,925	35,183	
	議員	18	73,656		33,146 4.50		106,802	21,752	128,554	
	その他の特別職	1,355	53,029				53,029		53,029	
	計	1,376	126,685	20,859	42,325	220	190,089	26,677	216,766	
比較	長等	0		0	0 0.00	0	0	0	0	
	議員	0	0		0 0.00		0	0	0	
	その他の特別職	0	192				192		192	
	計	0	192	0	0	0	192	0	192	

2　一般職

(1)　総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	369 (372)	337,814	1,499,671	938,501	2,775,986	584,219	3,360,205	
補正前	369 (370)	333,548	1,499,671	935,338	2,768,557	583,458	3,352,015	
比較	0 (2)	4,266	0	3,163	7,429	761	8,190	

※（）内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その１週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の１週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	合計 (千円)
	補正後	35,613	25,292	4,683	134,137	7,953	538	23,747	379,536	310,625	16,113	264	0	938,501
	補正前	35,613	25,292	4,683	132,421	7,953	538	23,747	378,755	309,959	16,113	264	0	935,338
	比較	0	0	0	1,716	0	0	0	781	666	0	0	0	3,163

ア　会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 （人）	給与費				共済費 （千円）	合計 （千円）	備考
		報酬 （千円）	給料 （千円）	職員手当 （千円）	計 （千円）			
補正後	369 (12)	0	1,499,671	839,276	2,338,947	483,607	2,822,554	
補正前	369 (12)	0	1,499,671	837,560	2,337,231	483,607	2,820,838	
比較	0 (0)	0	0	1,716	1,716	0	1,716	

※（）内は、再任用短時間勤務職員の外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当 （千円）	通勤手当 （千円）	特殊勤務手当 （千円）	時間外勤務手当 （千円）	休日勤務手当 （千円）	管理職員特別勤務手当 （千円）	管理職手当 （千円）	期末手当 （千円）	勤勉手当 （千円）	住居手当 （千円）	宿日直手当 （千円）	夜間勤務手当 （千円）	合計 （千円）
	補正後	35,613	25,292	4,683	134,137	7,953	538	23,747	325,670	265,530	16,113	0	0	839,276
	補正前	35,613	25,292	4,683	132,421	7,953	538	23,747	325,670	265,530	16,113	0	0	837,560
	比較	0	0	0	1,716	0	0	0	0	0	0	0	0	1,716

イ　会計年度任用職員

区分	職員数 （人）	給与費				共済費 （千円）	合計 （千円）	備考
		報酬 （千円）	給料 （千円）	職員手当 （千円）	計 （千円）			
補正後	0 (360)	337,814	0	99,225	437,039	100,612	537,651	
補正前	0 (358)	333,548	0	97,778	431,326	99,851	531,177	
比較	0 (2)	4,266	0	1,447	5,713	761	6,474	

※（）内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その１週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の１週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

職員手当の内訳	区分	扶養手当 （千円）	通勤手当 （千円）	特殊勤務手当 （千円）	時間外勤務手当 （千円）	休日勤務手当 （千円）	管理職員特別勤務手当 （千円）	管理職手当 （千円）	期末手当 （千円）	勤勉手当 （千円）	住居手当 （千円）	宿日直手当 （千円）	夜間勤務手当 （千円）	合計 （千円）
	補正後	0	0	0	0	0	0	0	53,866	45,095	0	264	0	99,225
	補正前	0	0	0	0	0	0	0	53,085	44,429	0	264	0	97,778
	比較	0	0	0	0	0	0	0	781	666	0	0	0	1,447

（２） 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額（千円）	増減事由別内訳（千円）		説明	備考
給料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
職員手当	3,163	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	3,163	時間外勤務手当の増額等	

（３）給料及び職員手当の状況

ア　職員１人当たり給与

区分		行政職給料表適用		教育職給料表	医療職給料表	医療職給料表	医療職給料表
		一般行政職	技能労務職	適用職員	(一)適用職員	(二)適用職員	(三)適用職員
令和	平均給料月額(円)	330,070	326,748	313,242		325,433	297,141
６年５月１日	平均給与月額(円)	381,188	360,766	344,432		427,033	335,281
現在	平均年齢月数(歳)	44．2	55．8	42．4		47．7	38．8
令和	平均給料月額(円)	334,990	335,174	301,848		323,733	314,522
６年２月１日	平均給与月額(円)	402,548	386,867	333,522		355,985	369,829
現在	平均年齢月数(歳)	44．8	55．7	42．3		47．3	43．4

イ　初任給

区分		行政職給料表適用		教育職給料表	医療職給料表	医療職給料表	医療職給料表
		一般行政職	技能労務職	適用職員	(一)適用職員	(二)適用職員	(三)適用職員
鴨川市	高校卒	(円) 170,900	(円) 162,100 ～ 181,800	短大卒 (円) 193,900	(円)	短大卒 (円) 186,000	旧中５卒 (円) 189,300
	大学卒	196,200		210,900		202,800	230,800
国	高校卒	166,600	164,000	短大卒 206,900		短大卒 182,700	旧中５卒 183,500
	大学卒	196,200		233,100		202,800	228,500

ウ　級別職員数

区分		行政職給料表適用職員				教育職給料表適用職員		医療職給料表（一）適用職員		医療職給料表（二）適用職員		医療職給料表（三）適用職員	
		一般行政職		技能労務職									
		職員数（人）	構成比（%）	職員数（人）	構成比（%）	職員数（人）	構成比（%）	職員数（人）	構成比（%）	職員数（人）	構成比（%）	職員数（人）	構成比（%）
令和６年５月１日現在	８級	5	2.0										
	７級	23	9.2										
	６級	29	11.7										
	５級	64	25.7							2	66.7	1	8.3
	４級	51	20.5									2	16.7
	３級	36 (4)	14.5 (100.0)	32	97.0	8	11.0					2	16.7
	２級	23	9.2	1 (3)	3.0 (100.0)	65	89.0			1	33.3	7 (1)	58.3 (100.0)
	１級	18	7.2										
	計	249 (4)	100.0 (100.0)	33 (3)	100.0 (100.0)	73	100.0			3	100.0	12 (1)	100.0 (100.0)
令和６年２月１日現在	８級	5	2.1										
	７級	22	9.1										
	６級	29	12.0										
	５級	70	28.9							2	66.7	1	11.1
	４級	41	16.9									2	22.2
	３級	41 (3)	16.9 (100.0)	34	97.1	8	10.8					2	22.2
	２級	20	8.3	1 (5)	2.9 (100.0)	66	89.2			1	33.3	4 (2)	44.5 (100.0)
	１級	14	5.8			(1)	(100.0)						
	計	242 (3)	100.0 (100.0)	35 (5)	100.0 (100.0)	74 (1)	100.0 (100.0)			3	100.0	9 (2)	100.0 (100.0)

※（）内は再任用短時間勤務職員の外書き

（級別の基準となる職務）

区分	行政職給料表 適用職員	教育職給料表 適用職員	医療職給料表（一） 適用職員	医療職給料表（二） 適用職員	医療職給料表（三） 適用職員
８級	部長、参事、事務局長、 教育次長				
７級	課長、会計管理者、所長 事務局長、支所長、主幹				
６級	課長補佐、次長				
５級	係長、主査			係長、主査	保健師長、看護師長 係長、主査
４級	副主査			主任技師、主査	看護師長、主任保健師 主任看護師、主査
３級	主任主事、主任技師	園長 係長、主査		技師	主任保健師、主任看護師 保健師、看護師
２級	主事、技師	副園長、主任保育士、保育士 主任保育教諭、保育教諭		技師	保健師、看護師 准看護師
１級	主事、技師	保育士、保育教諭		技師	准看護師

エ　昇給

区分		合計	行政職給料表適用		教育職給料表	医療職給料表	医療職給料表	医療職給料表
			一般行政職	技能労務職	適用職員	(一)適用職員	(二)適用職員	(三)適用職員
職員数	（A）（人）	369	248	33	73		3	12
昇給に係る職員数	（B）（人）	278	194	12	62		1	9
号給数別内訳	1号給（人）	1	1					
	2号給（人）	7	7					
	3号給（人）	7	6	1				
	4号給（人）	263	180	11	62		1	9
	5号給（人）							
	6号給（人）							
	7号給（人）							
	8号給（人）							
比率（B）／（A）	（%）	75.3	78.2	36.4	84.9		33.3	75.0

備考　　令和６年４月１日現在

オ　期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計（月分）	職務上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月（月分）	12月（月分）			
補正後	２．２５ （１．１７５）	２．２５ （１．１７５）	４．５０ （２．３５）	有	
補正前	２．２５ （１．１７５）	２．２５ （１．１７５）	４．５０ （２．３５）	有	
国の制度	２．２５ （１．１７５）	２．２５ （１．１７５）	４．５０ （２．３５）	有	

※（）内は再任用職員の支給率

カ　定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 （月分）	25年勤続の者 （月分）	35年勤続の者 （月分）	最高限度 （月分）	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）	
国の制度 （支給率等）	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 （2%～45%加算）	

キ　特殊勤務手当

区分	全職種
給料総額に対する比率　（%） （令和６年５月１日現在）	０．２４
支給対象職員の比率　（%） （令和６年５月１日現在）	７．９４
代表的な特殊勤務手当の名称	清掃作業等手当

ク　その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	異	・ 乗用車等を使用する場合　単価及び支給限度額が国と異なる

議案第37号

令和６年度鴨川市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

令和６年度鴨川市の国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,986千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,876,506千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和６年６月10日提出

鴨川市長　長谷川　孝夫

第１表　歳入歳出予算補正

１　歳　入

（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
７県支出金		2,912,436	6,986	2,919,422
	１県負担金	2,912,436	6,986	2,919,422
歳入合計		3,869,520	6,986	3,876,506

2　歳　出

（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
1 総務費		11,910	6,886	18,796
	1 総務管理費	8,235	6,886	15,121
2 保険給付費		2,868,903	100	2,869,003
	3 移送費	100	100	200
歳　出　合　計		3,869,520	6,986	3,876,506

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1　総　　括

（歳　　入）　　（単位　千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
7 県支出金	2,912,436	6,986	2,919,422
歳　入　合　計	3,869,520	6,986	3,876,506

（歳　　出）

（単位　千円）

款	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特　定　財　源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	11,910	6,886	18,796	6,886			
2 保険給付費	2,868,903	100	2,869,003	100			
歳　出　合　計	3,869,520	6,986	3,876,506	6,986			0

2　歳　入

（款）7　県支出金　　（項）1　県負担金　　（単位　千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　明	
				区　分	金　額		
1 保険給付費等交付金	2,912,436	6,986	2,919,422	1 保険給付費等交付金（普通交付金）	100	保険給付費等交付金（普通交付金）	100
				2 保険給付費等交付金（特別交付金）	6,886	特別調整交付金分	6,886
計	2,912,436	6,986	2,919,422				

3　歳　出

（款）1　総務費　　（項）1　総務管理費　　（単位　千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	6,633	6,886	13,519	6,886				12 委託料	6,886	**●一般管理事務費　6,886** 12 委託料　6,886 ・国保資格システム改修委託料　6,886
計	8,235	6,886	15,121	6,886						

（款）2　保険給付費　　（項）3　移送費

1 一般被保険者移送費	100	100	200	100				18 負担金，補助及び交付金	100	**●一般被保険者移送費　100** 18 負担金，補助及び交付金　100 ・一般被保険者移送費　100
計	100	100	200	100						

諮問第１号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員に次の者を推薦する。

令和６年６月 10 日提出

鴨川市長　長谷川　孝夫

１　住　　所　　○○○○

２　氏　　名　　鈴木　幸雄

３　生年月日　　○○○○

報告第２号

令和５年度鴨川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

令和５年度鴨川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので報告する。

令和６年６月 10 日

鴨川市長　長谷川　孝夫

令和５年度鴨川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

（単位　円）

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2　総務費	3　戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事務費	12,980,000	12,980,000	0	12,980,000	0	0	0	0
		証明書等コンビニ交付事業	1,881,000	1,881,000	0	1,881,000	0	0	0	0
3　民生費	1　社会福祉費	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業（追加）	37,717,000	31,001,562	0	31,001,562	0	0	0	0
		物価高騰対応重点支援給付金支給事業（均等割のみ課税世帯分）	101,264,000	101,264,000	0	101,264,000	0	0	0	0
		社会福祉扶助事業（災害経費）	100,000	100,000	0	0	0	0	0	100,000
	2　児童福祉費	物価高騰対応重点支援給付金支給事業（こども加算分）	28,572,000	28,572,000	0	28,572,000	0	0	0	0
4　衛生費	1　保健衛生費	新型コロナワクチン予防接種事業	884,000	864,000	0	864,000	0	0	0	0
	2　清掃費	塵芥収集車費	10,631,000	8,928,680	0	0	0	6,600,000	0	2,328,680
		し尿処理施設維持管理費	1,320,000	1,320,000	0	0	0	0	0	1,320,000
6　農林水産業費	1　農業費	農地農業用施設等補修事業（災害経費）	28,200,000	11,855,004	0	0	0	0	0	11,855,004
	3　水産業費	漁港施設維持管理事業	19,965,000	19,965,000	0	0	9,982,000	7,200,000	1,996,000	787,000

報2-2

（単位　円）

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
7　商工費	1　商工費	プレミアム商品券発行事業	79,878,000	79,878,000	0	72,800,000	0	0	0	7,078,000
8　土木費	2　道路橋梁費	道路橋梁維持補修事業	20,874,000	20,874,000	0	0	0	10,700,000	0	10,174,000
		道路橋梁維持補修事業（災害経費）	65,287,000	41,061,547	0	0	0	0	0	41,061,547
		市道整備事業	5,618,000	1,851,200	0	0	0	0	0	1,851,200
	3　河川費	河川維持補修事業（災害経費）	11,327,000	8,599,500	0	0	0	0	0	8,599,500
		自然災害防止事業	20,000,000	19,978,000	0	0	0	19,900,000	0	78,000
		急傾斜地崩壊対策事業	2,000,000	2,000,000	0	0	0	1,800,000	0	200,000
	4　都市計画費	下水路維持管理事業	53,900,000	53,900,000	0	0	0	40,400,000	0	13,500,000
	5　住宅費	被災宅地等復旧支援事業	5,000,000	5,000,000	5,000,000	0	0	0	0	0
9　消防費	1　消防費	防災情報伝達事業	9,821,000	9,821,000	0	0	0	9,800,000	0	21,000
10　教育費	5　社会教育費	旧江見小学校跡地活用事業	95,040,000	95,040,000	0	0	0	90,300,000	0	4,740,000

（単位　円）

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
11　災害復旧費	1　農林水産施設災害復旧費	林道災害復旧事業	22,565,000	22,565,000	0	11,282,000	0	7,800,000	0	3,483,000
		県単林道災害復旧事業	19,800,000	19,800,000	0	0	7,920,000	10,600,000	0	1,280,000
		農地農業用施設災害復旧事業	37,394,000	37,394,000	0	36,120,000	0	200,000	860,000	214,000
	2　公共土木施設災害復旧費	土木施設災害復旧事業	205,886,000	205,886,000	0	105,850,000	0	55,200,000	0	44,836,000
合計			897,904,000	842,379,493	5,000,000	402,614,562	17,902,000	260,500,000	2,856,000	153,506,931

令和５年度鴨川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の付表

（単位　円）

款	項	目	事業名	節	翌年度繰越額	左の財源内訳					
						既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
							国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	1 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事務費	－	12,980,000	0	12,980,000	0	0	0	0
				12 委託料	12,980,000						
			証明書等コンビニ交付事業	－	1,881,000	0	1,881,000	0	0	0	0
				12 委託料	1,881,000						
3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業（追加）	－	31,001,562	0	31,001,562	0	0	0	0
				1 報酬	855,872						
				3 職員手当等	1,230,980						
				4 共済費	261,688						
				8 旅費	80,150						
				10 需用費	164,762						
				11 役務費	241,162						
				12 委託料	19,000						
				13 使用料及び賃借料	217,948						
				18 負担金、補助及び交付金	27,930,000						

（単位　円）

款	項	目	事業名	節	翌年度繰越額	左の財源内訳					
						既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
							国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
			物価高騰対応重点支援給付金支給事業（均等割のみ課税世帯分）	－	101,264,000	0	101,264,000	0	0	0	0
				10 需用費	144,000						
				11 役務費	328,000						
				12 委託料	792,000						
				18 負担金、補助及び交付金	100,000,000						
			社会福祉扶助事業（災害経費）	－	100,000	0	0	0	0	0	100,000
				19 扶助費	100,000						
	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	物価高騰対応重点支援給付金支給事業（こども加算分）	－	28,572,000	0	28,572,000	0	0	0	0
				1 報酬	755,000						
				3 職員手当等	842,000						
				4 共済費	193,000						
				8 旅費	27,000						
				10 需用費	59,000						
				11 役務費	139,000						
				12 委託料	1,768,000						

（単位　円）

款	項	目	事業名	節	翌年度繰越額	左の財源内訳					
						既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
							国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
				13 使用料及び賃借料	489,000						
				18 負担金、補助及び交付金	24,300,000						
4 衛生費	1 保健衛生費	2 予防費	新型コロナワクチン予防接種事業	－	864,000	0	864,000	0	0	0	0
				11 役務費	96,000						
				12 委託料	768,000						
	2 清掃費	2 塵芥処理費	塵芥収集車費	－	8,928,680	0	0	0	6,600,000	0	2,328,680
				11 役務費	37,980						
				17 備品購入費	8,857,900						
				26 公課費	32,800						
		3 し尿処理費	し尿処理施設維持管理費	－	1,320,000	0	0	0	0	0	1,320,000
				10 需用費	1,320,000						
6 農林水産業費	1 農業費	5 農地費	農地農業用施設等補修事業（災害経費）	－	11,855,004	0	0	0	0	0	11,855,004
				18 負担金、補助及び交付金	11,855,004						
	3 水産業費	3 漁港管理費	漁港施設維持管理事業	－	19,965,000	0	0	9,982,000	7,200,000	1,996,000	787,000
				14 工事請負費	19,965,000						

（単位　円）

款	項	目	事業名	節	翌年度繰越額	左の財源内訳					
						既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
							国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
7 商工費	1 商工費	2 商工振興費	プレミアム商品券発行事業	－	79,878,000	0	72,800,000	0	0	0	7,078,000
				18 負担金、補助及び交付金	79,878,000						
8 土木費	2 道路橋梁費	2 道路橋梁維持費	道路橋梁維持補修事業	－	20,874,000	0	0	0	10,700,000	0	10,174,000
				14 工事請負費	20,874,000						
			道路橋梁維持補修事業（災害経費）	－	41,061,547	0	0	0	0	0	41,061,547
				10 需要費	41,061,547						
		3 道路橋梁新設改良費	市道整備事業	－	1,851,200	0	0	0	0	0	1,851,200
				12 委託料	1,750,000						
				16 公有財産購入費	101,200						
	3 河川費	2 河川維持費	河川維持補修事業（災害経費）	－	8,599,500	0	0	0	0	0	8,599,500
				10 需要費	8,599,500						
		3 河川改修費	自然災害防止事業	－	19,978,000	0	0	0	19,900,000	0	78,000
				12 委託料	1,001,000						
				14 工事請負費	18,932,000						
				16 公有財産購入費	45,000						

（単位　円）

款	項	目	事業名	節	翌年度繰越額	左の財源内訳					
						既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
							国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
			急傾斜地崩壊対策事業	－	2,000,000	0	0	0	1,800,000	0	200,000
				18 負担金、補助及び交付金	2,000,000						
	4 都市計画費	3 都市下水路費	下水路維持管理事業	－	53,900,000	0	0	0	40,400,000	0	13,500,000
				14 工事請負費	53,900,000						
	5 住宅費	1 住宅管理費	被災宅地等復旧支援事業	－	5,000,000	5,000,000	0	0	0	0	0
				18 負担金、補助及び交付金	5,000,000						
9 消防費	1 消防費	4 災害対策費	防災情報伝達事業	－	9,821,000	0	0	0	9,800,000	0	21,000
				18 負担金、補助及び交付金	9,821,000						
10 教育費	5 社会教育費	2 公民館費	旧江見小学校跡地活用事業	－	95,040,000	0	0	0	90,300,000	0	4,740,000
				12 委託料	2,640,000						
				14 工事請負費	92,400,000						
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	1 林業施設災害復旧費	林道災害復旧事業	－	22,565,000	0	11,282,000	0	7,800,000	0	3,483,000
				14 工事請負費	22,565,000						
			県単林道災害復旧事業	－	19,800,000	0	0	7,920,000	10,600,000	0	1,280,000
				14 工事請負費	19,800,000						

（単位　円）

款	項	目	事業名	節	翌年度繰越額	左の財源内訳					
						既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
							国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
		2 農地農業用施設災害復旧費	農地農業用施設災害復旧事業	―	37,394,000	0	36,120,000	0	200,000	860,000	214,000
				14 工事請負費	37,394,000						
	2 公共土木施設災害復旧費	1 土木施設災害復旧費	土木施設災害復旧事業	―	205,886,000	0	105,850,000	0	55,200,000	0	44,836,000
				12 委託料	1,716,000						
				14 工事請負費	197,070,000						
				21 補償、補塡及び賠償金	7,100,000						
合計					842,379,493	5,000,000	402,614,562	17,902,000	260,500,000	2,856,000	153,506,931

報告第３号

令和５年度鴨川市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について

令和５年度鴨川市一般会計予算事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり調製したので報告する。

令和６年６月 10 日

鴨川市長　長谷川　孝夫

令和５年度鴨川市一般会計予算事故繰越し繰越計算書

（単位　円）

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳						説明
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源	
									国庫支出金	県支出金	地方債	その他		
8 土木費	3 河川費	急傾斜地崩壊対策事業（繰越分）	3,842,150	1,667,990	2,174,160	0	2,174,160	1,900,000	0	0	0	0	274,160	【県営急傾斜地崩壊対策事業負担金】 千葉県が実施している急傾斜地土砂災害防止工事（天津２）において、令和５年台風第13号の影響により大幅な工程の遅延が生じたため。
合計			3,842,150	1,667,990	2,174,160	0	2,174,160	1,900,000	0	0	0	0	274,160	

報3-2

令和５年度鴨川市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の付表

（単位　円）

款	項	目	事業名	節	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
						支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
											国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
8 土木費	3 河川費	3 河川改修費	急傾斜地崩壊対策事業（繰越分）	－	3,842,150	1,667,990	2,174,160	0	2,174,160	1,900,000	0	0	0	0	274,160
				18 負担金、補助及び交付金	3,842,150	1,667,990	2,174,160	0	2,174,160						
合計					3,842,150	1,667,990	2,174,160	0	2,174,160	1,900,000	0	0	0	0	274,160

報告第４号

令和５年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書について

令和５年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので報告する。

令和６年６月 10 日

鴨川市長　長谷川　孝夫

令和５年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第１項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	負担金	損益勘定留保資金等			
			円	円	円	円	円	円	円	円	
１ 資本的支出	１ 建設改良事業費	保台浄水場非常用発電設備ＡＶＲ更新工事	2,915,000	0	2,915,000	0	0	2,915,000	0	0	製造部品の調達に時間を要することが見込まれたことから早期発注をしたため。
		横渚浄水場３号原水ポンプ更新工事	2,310,000	0	2,310,000	0	0	2,310,000	0	0	夏の需要期を迎える前に工事完了を目指すために早期発注をしたため。
		石上配水場残留塩素計更新工事	3,740,000	0	3,740,000	3,400,000	0	340,000	0	0	残留塩素計の製造に時間を要したため。
		広場地区配水管布設替工事	111,760,000	0	111,760,000	101,200,000	0	10,560,000	0	0	資材の調達に時間を要することが見込まれたことから早期発注をしたため。
		市道八景線外配水管布設工事	13,739,000	0	13,739,000	12,400,000	0	1,339,000	0	0	夏の需要期を迎える前に工事完了を目指すために早期発注をしたため。
		花輪橋水管橋架設実施設計業務	20,328,000	0	20,328,000	0	0	20,328,000	0	0	新たな水管橋を建設する必要が生じ早期発注をしたため。
合計			154,792,000	0	154,792,000	117,000,000	0	37,792,000	0	0	

報告第５号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和６年６月 10 日

鴨川市長　長谷川　孝夫

専決第４号

専決処分書

事故に伴う損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和６年４月９日

鴨川市長　長谷川　孝夫

１　損害賠償及び和解の相手方

〇〇〇〇

２　事故の発生日時及び場所

日時　令和５年 11 月 22 日　午前 11 時 10 分頃

場所　鴨川市西町 348 番５

３　事故に係る損害額

市　車両左側面損傷　93,500 円

相手方　車両後部損傷　708,030 円

４　事故に係る過失割合

市 50％

相手方 50％

５　市が負うべき損害賠償の額

354,015 円

６　和解の条件

（１）　市から相手方に対する損害賠償金 354,015 円、相手方から市に対する損害賠償金 46,750 円をもって和解する。

（２）　市及び相手方は、損害賠償金のほか、名目のいかんを問わず、今後一切の請求を行わない。

（資料１）

令　和　６　年　第　２　回
鴨　川　市　議　会　定　例　会

ー　議　案　説　明　資　料　ー

令和６年６月 10 日提出

目次

議案番号	議案名	担当課	ページ
議案第27号	専決処分の承認を求めることについて（鴨川市税条例の一部を改正する条例）	企画総務部 税務課	3
議案第28号	専決処分の承認を求めることについて（鴨川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	企画総務部 税務課	31
議案第29号	鴨川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 企画政策課	34
議案第30号	鴨川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	市民福祉部 健康推進課	36
議案第31号	鴨川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	市民福祉部 健康推進課	38
議案第32号	物品購入契約の締結について（鴨川市学校給食センター給食用備品（フードスライサー外）の購入）	教育委員会 学校教育課	42
議案第33号	物品購入契約の締結について（移動教室バスの購入）	教育委員会 生涯学習課	45
議案第34号	市道路線の廃止について	建設経済部 都市建設課	49
議案第35号	市道路線の認定について	建設経済部 都市建設課	51
議案第36号	令和６年度鴨川市一般会計補正予算（第１号）	企画総務部 財政課	53
議案第37号	令和６年度鴨川市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）	市民福祉部 市民生活課	58
諮問第１号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	企画総務部 総務課	60
報告第２号	令和５年度鴨川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	企画総務部 財政課	61
報告第３号	令和５年度鴨川市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について	企画総務部 財政課	
報告第４号	令和５年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書について	水道課	

議案第27号

専決処分の承認を求めることについて（鴨川市税条例の一部を改正する条例）

1　提案理由

令和６年３月30日に公布された地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）により地方税法（昭和25年法律第226号）の一部が改正され、同年４月１日から施行されることとなったこと等に伴い、鴨川市税条例（平成17年鴨川市条例第48号）の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により専決処分したので、同条第３項の規定によりその承認を求める。

2　内容

（1）　減免関係

個人の市民税、固定資産税及び特別土地保有税について、市長が、減免の事由に該当することが明らかであり、かつ、減免する必要があると認める場合は、職権による減免を行うことができることとする。

（2）　市民税（個人）関係

ア　令和６年１月に発生した能登半島地震によりその者の有する資産が受けた損失の金額について、所得割の納税義務者の選択により、令和５年において生じた損失の金額として、令和６年度以後の年度分の個人の市民税の雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用することができることとする。

イ　定額による特別税額控除を次のとおり実施する。

（ア）　令和６年度分

ａ　特別税額控除額（※）を前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（以下「特別税額控除対象納税義務者」という。）の所得割の額から控除することとする。

（※）　特別税額控除額＝（１万円＋（１万円×控除対象配偶者及び扶養親族（国外居住者を除く。）の数））－県民税特別税額控除額

ｂ　都道府県、市区町村等に対する寄附金に係る寄附金税額控除の控除上限額及び公的年金等に係る所得に係る仮特別徴収税額の算定の基礎となる所得割の額について、特別税額控除前の所得割の額とする。

（イ）　令和７年度分

特別税額控除額（※）を特別税額控除対象納税義務者（同一生計配偶者（控除対象配偶者及び国外居住者を除く。）を有する者に限る。）の所得割の額から控除することとする。

（※）　特別税額控除額＝１万円－県民税特別税額控除額

（３）　固定資産税関係

ア　わがまち特例（地方税法で定める特例措置の課税標準の軽減の程度を条例で決定することができる地域決定型地方税制特例措置）について、次の措置を講ずる。

（ア）　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に規定する再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の見直しに伴い、次のとおりとする。

ａ　出力 10,000 キロワット以上 20,000 キロワット未満のバイオマス発電設備（木竹に由来するバイオマス又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するものに限る。）に係る固定資産税について、わがまち特例を導入することとし、その特例割合を７分の６とする。

ｂ　法改正に伴う条文の整備を行う。

（イ）　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく政府の補助を受けた者が特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置が廃止されたことに伴い、この特例割合に関する規定を削除する。

イ　新築の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅について、固定資産税の減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）に規定する管理者等から必要書類が提出され、かつ、当該区分所有に係る住宅が当該減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該減額措置を適用することができることとする。

ウ　令和７年度又は令和８年度の土地に対して課する固定資産税について、類似する地域において地価が下落し、市長が課税上著しく均衡を失すると認める場合は、修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることとする。

エ　令和６年度から令和８年度までの土地に対して課する固定資産税について、従前と同様の負担についての調整措置を講ずる。

（４）　特別土地保有税

ア　令和６年度から令和８年度までの宅地等に対して課する特別土地保有税について、固定資産税と同様の調整措置を講ずる。

イ　令和９年３月 31 日までの宅地評価土地の取得に対して課する特別土地保有税について、従前と同様の調整措置を講ずる。

（５）　その他

その他条文の整備を行う。

３　施行期日

令和６年４月１日

４　専決処分日

令和６年３月 30 日

鴨川市税条例　新旧対照表

改正前	改正後
（市民税の減免） 第 51 条　略 ２　前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前７日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 （１）～（３）　略 ３　第１項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 （固定資産税の減免） 第 71 条　略 ２　前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限	（市民税の減免） 第 51 条　略 ２　前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限前７日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 （１）～（３）　略 ３　第１項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 （固定資産税の減免） 第 71 条　略 ２　前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前

前７日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。	７日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。
（１）～（５）　略	（１）～（５）　略
３　第１項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。	３　第１項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。
（特別土地保有税の減免）	（特別土地保有税の減免）
第 139 条の３　略	第 139 条の３　略
２　前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前７日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。	２　前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前７日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。
（１）～（３）　略	（１）～（３）　略
３　第１項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。	３　第１項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。
附　則	附　則
（新設）	（令和６年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例） 第５条の２　所得割の納税義務者の選択により、法附則第４条の４第４項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）

	がある場合には、特例損失金額（同条第４項に規定する災害関連支出がある場合には、第３項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和５年において生じた法第 314 条の２第１項第１号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 34 条の２の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和７年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。 ２　前項前段の場合において、第 34 条の２の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第 48 条の６第１項に規定する親族の有する法附則第４条の４第４項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和７年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。 ３　第１項の規定は、令和６年度分の第 36 条の２第１項又は第４項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の３第１項の確定申告書を含む。）に第１項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてや

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例） 第６条　平成 30 年度から令和９年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第４条の４第３項の規定に該当する場合における第 34 条の２の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第１項」とあるのは「同条第１項（第２号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第４条の４第３項の規定により読み替えて適用される法第 314 条の２第１項（第２号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。 （新設）	むを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。 （特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例） 第６条　平成 30 年度から令和９年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第４条の５第３項の規定に該当する場合における第 34 条の２の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第１項」とあるのは「同条第１項（第２号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第４条の５第３項の規定により読み替えて適用される法第 314 条の２第１項（第２号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。 （令和６年度分の個人の市民税の特別税額控除） 第７条の５　令和６年度分の個人の市民税に限り、法附則第５条の８第４項及び第５項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和６年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が 1,805 万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第７条の７において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第 34 条の３、第 34 条の６から第 34 条の９まで、附則第５条第２項、附則第７条第１項、附則第７条の３の２第１項、前条及び附則第９条の２の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 ２　前項の規定の適用がある場合における第 34 条の７第２項、第 47 条の５第１項及び前条の規定の適用については、第 34 条の７第２項及び前条中「附則第５条の６第２項」とあるのは「附則第５条の６第２項及び第５条の８第６項」と、第 47 条の５第１項中「課した」とあるのは「附則第７条の５第１項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした

（新設）	場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第７条の５第１項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。 （令和６年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例） 第７条の６　令和６年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第 41 条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。 （１）　特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第１項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第５条の８第１項及び第２項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を４で除して得た金額（当該金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に３を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下

	この項において「第１期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 40 条第１項に規定する第１期の納期（以下この項、次項及び次条第１項において「第１期納期」という。）においてはその者の第１期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。 （２）　特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額以上であり、かつ、その者の第１期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第１期納期においてはないものとし、第 40 条第１項に規定する第２期の納期（以下この項及び次条第１項において「第２期納期」という。）においてはその者の第１期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第 40 条第１項に規定する第３期の納期（以下この項において「第３期納期」という。）及び同条第１項に規定する第４期の納期（以下この項において「第４期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。 （３）　特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額とその者の分割金額に２を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第１期納期及び第２期納期

（新設）	においてはないものとし、第３期納期においてはその者の第１期分金額とその者の分割金額に２を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第４期納期においてはその者の分割金額とする。 （４）　特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額とその者の分割金額に２を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第１期納期、第２期納期及び第３期納期においてはないものとし、第４期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。 ２　令和６年度分の個人の市民税（第１期納期から第 47 条第１項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。 （令和６年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例） 第７条の７　令和６年度分の個人の市民税に限り、第 47 条の２第１項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第３項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第２項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。 （１）　特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係

	る個人の市民税の額（附則第７条の５第１項の規定の適用がないものとした場合に算出される第 47 条の２第１項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第５号において同じ。）の合算額（以下この号及び第５号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第３項第１号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第３項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の２分の１に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を２で除して得た金額（当該金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第２期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第１期分金額」という。）に満たない場合には、第１期納期及び第２期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第 47 条の３に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収

	すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第３項において「特別徴収対象税額」という。）は、第１期納期においてはその者の第１期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第２期納期においてはその者の第２期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の 10 月１日から 11 月 30 日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を３で除して得た金額（当該金額に 100 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に２を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10 月分金額」という。）に相当する税額、同年 12 月１日から翌年の３月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。 （２）　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額以上であり、かつ、その者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期における税額はないものとし、第２期納期においてはその者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の 10 月１日から 11 月 30 日までの間においてはその者の 10 月分金額に相当する税額、同

	年12月１日から翌年の３月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。 （３）　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の 10 月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の 10 月１日から 11 月 30 日までの間においてはその者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の 10 月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 12 月１日から翌年の３月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。 （４）　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の 10 月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の 10 月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期並びに当該年度の初日の属する年の 10 月１日から 11 月 30 日までの間における税額はないものとし、同年 12 月１日から翌年の１月 31 日までの間においてはその者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の 10 月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相

	当する税額、同年２月１日から３月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。 （５）　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の 10 月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期並びに当該年度の初日の属する年の 10 月１日から翌年の１月 31 日までの間における税額はないものとし、同年２月１日から３月 31 日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。 ２　前項の規定の適用がある場合における第 47 条の４の規定の適用については、同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月１日から翌年の３月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第７条の７第１項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。 ３　令和６年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第１項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。 （１）　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第 47 条の５第１項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を３で除し

	て得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に２を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月１日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月１日から翌年の３月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。 （２）　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月１日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月１日から翌年の１月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。 （３）　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初

	日の属する年の10月１日から翌年の１月31日までの間における税額はないものとし、同年２月１日から３月 31 日までの間においてはその者の第 47 条の５第２項の規定により読み替えられた第 47 条の２第１項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。
	４　前項の規定の適用がある場合における第 47 条の４の規定の適用については、同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月１日から翌年の３月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第７条の７第３項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。
	５　令和６年度分の個人の市民税につき第 47 条の６第１項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。
（新設）	（令和７年度分の個人の市民税の特別税額控除） 第７条の８　令和７年度分の個人の市民税に限り、法附則第５条の 12 第３項及び第４項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和７年度分特別税額控除額を、同条第３項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第 34 条の３、第 34 条の６から第 34 条の９まで、附則第５条第２項、附則第７条第１項、附則第７条の３の２第１項、附則第７条の４及び附則第９条の２の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例） 第８条　略	（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例） 第８条　略
２　前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第６条第５項	２　前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第６条第５項

に規定する場合において、第36条の２第１項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第２項第２号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の３まで、第34条の６から第34条の８まで、附則第７条第１項、附則第７条の３第１項、附則第７条の３の２第１項及び前条の規定にかかわらず、法附則第６条第５項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。	に規定する場合において、第36条の２第１項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第２項第２号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の３まで、第34条の６から第34条の８まで、附則第７条第１項、附則第７条の３第１項、附則第７条の３の２第１項及び附則第７条の４の規定にかかわらず、法附則第６条第５項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。
３　前項の規定の適用がある場合における第34条の９第１項の規定の適用については、同項中「前３条」とあるのは、「前３条並びに附則第８条第２項」とする。	３　前項の規定の適用がある場合における第34条の９第１項、附則第７条の５第１項及び前条の規定の適用については、第34条の９第１項中「前３条」とあるのは「前３条並びに附則第８条第２項」と、附則第７条の５第１項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第８条第２項及び」と、前条中「附則第７条の４及び」とあるのは「附則第７条の４、次条第２項及び」とする。
（法附則第15条第２項第１号等に規定する条例で定める割合） 第10条の２　略 ２～５　略 （新設）	（法附則第15条第２項第１号等に規定する条例で定める割合） 第10条の２　略 ２～５　略 ６　法附則第15条第25項第２号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、７分の６とする。
６　法附則第15条第25項第２号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、４分の３とする。 ７　法附則第15条第25項第２号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、４分の３とする。 ８　法附則第15条第25項第２号ハに規定する設備について同号に規定す	７　法附則第15条第25項第３号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、４分の３とする。 ８　法附則第15条第25項第３号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、４分の３とする。 ９　法附則第15条第25項第３号ハに規定する設備について同号に規定す

る条例で定める割合は、４分の３とする。 ９　法附則第15条第25項第３号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。 10　法附則第15条第25項第３号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。 11　法附則第15条第25項第３号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。 12　略 13　法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。 14・15　略 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第10条の３　略 ２　略 （新設）	る条例で定める割合は、４分の３とする。 10　法附則第15条第25項第４号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。 11　法附則第15条第25項第４号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。 12　法附則第15条第25項第４号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。 13　略 （削る） 14・15　略 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第10条の３　略 ２　略 ３　市長は、法附則第15条の７第１項又は第２項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第５条第４項に規定する管理者等から、法附則第15条の７第３項に規定する期間内に施行規則附則第７条第４項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の７第１項又は第２項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項又は第２項の規定を適用することができる。

３～７　略	４～８　略
８　法附則第 15 条の９第４項の高齢者等居住改修住宅又は同条第５項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第４項に規定する居住安全改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第８項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 （１）～（７）　略	９　法附則第 15 条の９第４項の高齢者等居住改修住宅又は同条第５項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第４項に規定する居住安全改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第９項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 （１）～（７）　略
９　法附則第15条の９第９項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第９項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第９項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 （１）～（６）　略	10　法附則第15条の９第９項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第９項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第 10 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 （１）～（６）　略
10　附則第 15 条の９の２第１項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第 10 項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。 （１）～（６）　略	11　法附則第 15 条の９の２第１項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第 11 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 （１）～（６）　略
11　法附則第 15 条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第 11 項各号に掲	12　法附則第 15 条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第 12 項各号に掲

げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 （1）～（6）　略 12　法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 （1）～（5）　略 13　法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 （1）～（4）　略 （5）　施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 （6）　略 14　略 （土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義） 第11条　略	げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 （1）～（6）　略 13　法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 （1）～（5）　略 14　法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 （1）～（4）　略 （5）　施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 （6）　略 15　略 （土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義） 第11条　略

（令和４年度又は令和５年度における土地の価格の特例） 第 11 条の２　市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第 17 条の２第１項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 61 条の規定にかかわらず、令和４年度分又は令和５年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第 17 条の２第１項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 ２　法附則第 17 条の２第２項に規定する令和４年度適用土地又は令和４年度類似適用土地であって、令和５年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 61 条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第 17 条の２第２項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 （宅地等に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の特例） 第 12 条　宅地等に係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の３の２の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定め	（令和７年度又は令和８年度における土地の価格の特例） 第 11 条の２　市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第 17 条の２第１項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 61 条の規定にかかわらず、令和７年度分又は令和８年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第 17 条の２第１項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 ２　法附則第 17 条の２第２項に規定する令和７年度適用土地又は令和７年度類似適用土地であって、令和８年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 61 条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第 17 条の２第２項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 （宅地等に対して課する令和６年度から令和８年度までの各年度分の固定資産税の特例） 第 12 条　宅地等に係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の３の２の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定め

る率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に 100 分の５（商業地等に係る令和４年度分の固定資産税にあっては、100 分の 2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和３年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の３又は附則第 15 条から第 15 条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。	る率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に 100 分の５を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の３又は附則第 15 条から第 15 条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。
２　前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和４年度分及び令和５年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の６を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の３又は附則第 15 条から第 15 条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。	２　前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の６を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の３又は附則第 15 条から第 15 条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
３　第１項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和４年度分及び令和５年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の２を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の３又は附則第 15 条から第 15 条の３までの規定の適	３　第１項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の２を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の３又は附則第 15 条から第 15 条の３までの

用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。	規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
4　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の３又は附則第 15 条から第 15 条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。	4　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の固定資産税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の３又は附則第 15 条から第 15 条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。
5　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の３又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。	5　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の固定資産税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の３又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の特例） 第 13 条　農地に係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の３又は附則第 15 条から第 15 条の３までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和３年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。 略 （特別土地保有税の課税の特例） 第 15 条　附則第 12 条第１項から第５項までの規定の適用がある宅地等（附則第 11 条第２号に掲げる宅地等をいうものとし、法第 349 条の３、第 349 条の３の２又は附則第 15 条から第 15 条の３までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の特別土地保有税については、第 137 条第１号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第 12 条第１項から第５項までに規定する課税標準となるべき額」とする。	（農地に対して課する令和６年度から令和８年度までの各年度分の固定資産税の特例） 第 13 条　農地に係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の３又は附則第 15 条から第 15 条の３までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。 略 （特別土地保有税の課税の特例） 第 15 条　附則第 12 条第１項から第５項までの規定の適用がある宅地等（附則第 11 条第２号に掲げる宅地等をいうものとし、法第 349 条の３、第 349 条の３の２又は附則第 15 条から第 15 条の３までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和６年度から令和８年度までの各年度分の特別土地保有税については、第 137 条第１号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第 12 条第１項から第５項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

２　法附則第 11 条の５第１項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 18 年１月１日から令和６年３月 31 日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第 137 条第２号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第 11 条の５第１項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に２分の１を乗じて得た額」とし、「令第 54 条の 38 第１項に規定する価格」とあるのは「令第 54 条の 38 第１項に規定する価格（法附則第 11 条の５第１項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に２分の１を乗じて得た額」とする。	２　法附則第 11 条の５第１項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 18 年１月１日から令和９年３月 31 日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第 137 条第２号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第 11 条の５第１項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に２分の１を乗じて得た額」とし、「令第 54 条の 38 第１項に規定する価格」とあるのは「令第 54 条の 38 第１項に規定する価格（法附則第 11 条の５第１項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に２分の１を乗じて得た額」とする。
３～５　略	３～５　略
（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）	（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）
第 16 条の３　略	第 16 条の３　略
２　略	２　略
３　第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	３　第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
（１）～（４）　略	（１）～（４）　略
（新設）	（５）　附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 16 条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。
（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）	（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）
第 16 条の４　略	第 16 条の４　略
２　略	２　略
３　第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	３　第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（１）～（４）　略 （新設）	（１）～（４）　略 （５）　附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 16 条の４第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。
４　略 （長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例） 第 17 条　略 ２　略 ３　第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （１）～（４）　略 （新設）	４　略 （長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例） 第 17 条　略 ２　略 ３　第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （１）～（４）　略 （５）　附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 17 条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。
（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例） 第 18 条　略 ２～４　略 ５　第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （１）～（４）　略 （新設）	（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例） 第 18 条　略 ２～４　略 ５　第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （１）～（４）　略 （５）　附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 18 条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例） 第19条　略 ２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （１）～（４）　略 （新設）	（一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例） 第19条　略 ２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （１）～（４）　略 （５）　附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。
（先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例） 第20条　略 ２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （１）～（４）　略 （新設）	（先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例） 第20条　略 ２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （１）～（４）　略 （５）　附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。
（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例） 第20条の２　略 ２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （１）～（４）　略 （新設）	（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例） 第20条の２　略 ２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （１）～（４）　略 （５）　附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の２第１項の規定による市民税

	の所得割の額」とする。
３・４　略	３・４　略
５　第３項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	５　第３項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
（１）～（４）　略	（１）～（４）　略
（新設）	（５）　附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の２第３項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。
（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）	（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）
第 20 条の３　略	第 20 条の３　略
２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
（１）～（４）　略	（１）～（４）　略
（新設）	（５）　附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。
３・４　略	３・４　略
５　第３項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	５　第３項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
（１）～（４）　略	（１）～（４）　略
（新設）	（５）　附則第７条の５及び附則第７条の８の規定の適用については、附則第７条の５第１項及び附則第７条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の３第３項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

６　略	６　略

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第２条　別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の鴨川市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和６年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和５年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２　令和２年４月１日から令和６年３月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。次項において「旧法」という。）附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

３　平成 29 年４月１日から令和６年３月 31 日までの間に受けた旧法附則第 15 条第 32 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第28号

専決処分の承認を求めることについて（鴨川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

1　提案理由

令和６年３月30日に公布された地方税法施行令の一部を改正する政令（令和６年政令第136号）が同年４月１日から施行されることとなったことに伴い、鴨川市国民健康保険税条例（平成17年鴨川市条例第114号）の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により専決処分したので、同条第３項の規定によりその承認を求める。

2　内容

（１）　国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円から24万円に引き上げる。

（２）　国民健康保険税の軽減措置について、５割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定に係る被保険者等１人につき加算すべき金額を29万円から29万5,000円に、２割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定に係る被保険者等１人につき加算すべき金額を53万5,000円から54万5,000円に引き上げる。

3　施行期日

令和６年４月１日

4　専決処分日

令和６年３月30日

鴨川市国民健康保険税条例　新旧対照表

改正前	改正後
（課税額）	（課税額）

第２条　略 ２　略 ３　第１項第２号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 22 万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、22 万円とする。 ４　略 （国民健康保険税の減額） 第 23 条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 65 万円を超える場合には、65 万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 22 万円を超える場合には、22 万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円）の合算額とする。 （１）　略 （２）　法第 703 条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43 万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき 29 万円を加算した金額	第２条　略 ２　略 ３　第１項第２号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 24 万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、24 万円とする。 ４　略 （国民健康保険税の減額） 第 23 条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 65 万円を超える場合には、65 万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 24 万円を超える場合には、24 万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円）の合算額とする。 （１）　略 （２）　法第 703 条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43 万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき 29 万 5,000 円を加算し

を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～エ　略 （３）　法第 703 条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43 万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき 53 万 5,000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア～エ　略 ２・３　略	た金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～エ　略 （３）　法第 703 条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、43 万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき 54 万 5,000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア～エ　略 ２・３　略

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の鴨川市国民健康保険税条例の規定は、令和６年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和５年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第29号

鴨川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1　提案理由

令和５年６月９日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第48号）により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）の一部が改正され、令和６年５月27日から施行されたことに伴い、鴨川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年鴨川市条例第23号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第１号の規定により議決を求める。

2　内容

次の法改正に伴う条文の整備を行う。

（１）　情報提供ネットワークシステムを使用して他の行政機関等に対して照会及び提供を行うことができる事務及び特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を規定する別表第２が廃止され、それらが省令で規定されたこと。

（２）（１）の事務及び特定個人情報について、それぞれ「特定個人番号利用事務」及び「利用特定個人情報」と規定されたこと。

3　施行期日

公布の日

鴨川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例　新旧対照表

改正前	改正後
（個人番号の利用範囲） 第３条　法第９条第２項の条例で定める事務は、別表第１の左欄に掲げる	（個人番号の利用範囲） 第３条　法第９条第２項の条例で定める事務は、別表第１の左欄に掲げる

執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第２の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が行う法別表第２の第２欄に掲げる事務とする。 ２　略 ３　市の執行機関は、法別表第２の第２欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第４欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 ４　略	執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第２の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が行う特定個人番号利用事務とする。 ２　略 ３　市の執行機関は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 ４　略

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第30号

鴨川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

１　提案理由

令和６年３月 29 日に公布された介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和６年厚生労働省令第61号）により指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の一部が改正され、同年４月１日から施行されたことに伴い、鴨川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年鴨川市条例第20号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第１号の規定により議決を求める。

２　内容

条文の整備を行う。

３　施行期日

公布の日

鴨川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例　新旧対照表

改正前	改正後
（指定介護予防支援の業務の委託） 第15条　指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第３項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合は、次に掲げる事項を遵守し	（指定介護予防支援の業務の委託） 第15条　指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第３項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合は、次に掲げる事項を遵守し

なければならない。 （１）　委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 66 第１号ロ（２）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 （２）～（４）　略	なければならない。 （１）　委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 66 第１号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 （２）～（４）　略

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第31号

鴨川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1　提案理由

令和６年３月 29 日に公布された介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和６年厚生労働省令第 61 号）により介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）の一部が改正され、同年４月１日から施行されたことに伴い、鴨川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成 26 年鴨川市条例第 21 号）の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第１項第１号の規定により議決を求める。

2　内容

（1）　地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について、介護保険法施行規則に規定する基準に従い、次のとおりとする。

ア　常勤の職員の員数について、地域包括支援センター運営協議会が第１号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法によることができることとする。

イ　地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第１号被保険者の数について、おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに配置すべき３職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者をいう。以下同じ。）の常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ３職種の常勤の職員の員数に係る基準を満たしているものとみなすことができる。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、３職種の者のうちから２人とする。

ウ　地域包括支援センター運営協議会が地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると認める場合における地域包括支援センターに置くべき職員の員数の基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第１号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができることとする。

担当する区域における第１号被保険者の数	基準

おおむね 1,000 人未満	３職種の者のうちから１人又は２人
おおむね 1,000 人以上 2,000 人未満	３職種の者のうちから２人（うち１人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね 2,000 人以上 3,000 人未満	専らその職務に従事する常勤の保健師その他これに準ずる者１人及び専らその職務に従事する常勤の社会福祉士その他これに準ずる者又は主任介護支援専門員その他これに準ずる者のいずれか１人

（２） その他条文の整備を行う。

３ 施行期日

公布の日

鴨川市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正前	改正後
（基本方針） 第２条 地域包括支援センターは、次条に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第 24 条第２項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。 ２ 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）第 140 条の 66 第１号ロ（２）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなけ	（基本方針） 第２条 地域包括支援センターは、次条第１項各号に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第 24 条第２項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。 ２ 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）第 140 条の 66 第１号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保

ればならない。 （職員に係る基準及び当該職員の員数） 第３条　一の地域包括支援センターが担当する区域における第１号被保険者（法第９条第１号に規定する第１号被保険者をいう。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。 （１）～（３）　略 （新設） （新設）	しなければならない。 （職員に係る基準及び当該職員の員数） 第３条　一の地域包括支援センターが担当する区域における第１号被保険者（法第９条第１号に規定する第１号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（地域包括支援センター運営協議会が第１号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。 （１）～（３）　略 ２　前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第１号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たしているものとみなすことができる。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから２人とする。 ３　第１項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援セ

<table>
<tr>
<td></td>
<td>ンターを設置することが必要であると認める場合における地域包括支援センターに置くべき職員の員数の基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第１号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。
<table>
<tr><th>担当する区域における第１号被保険者の数</th><th>基準</th></tr>
<tr><td>おおむね 1,000 人未満</td><td>第１項各号に掲げる者のうちから１人又は２人</td></tr>
<tr><td>おおむね 1,000 人以上 2,000 人未満</td><td>第１項各号に掲げる者のうちから２人（うち１人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</td></tr>
<tr><td>おおむね 2,000 人以上 3,000 人未満</td><td>専らその職務に従事する常勤の第１項第１号に掲げる者１人及び専らその職務に従事する常勤の第１項第２号又は第３号に掲げる者のいずれか１人</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第32号

物品購入契約の締結について（鴨川市学校給食センター給食用備品（フードスライサー外）の購入）

1　提案理由

鴨川市学校給食センター給食用備品（フードスライサー外）の購入契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び鴨川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年鴨川市条例第45号）第3条の規定により議決を求める。

2　内容

（1）　購入理由

児童、生徒等に安全安心な給食を提供するとともに効率的な運営を図るため、老朽化した備品を更新するほか、新たな備品を購入する。

（2）　契約の方法　指名競争入札

（3）　予定価格　一金71,765,100円

（4）　契約金額　一金69,190,000円

（財源内訳）

区分	金額（円）	備考
国庫支出金		
県支出金		
地方債	65,700,000	給食センター施設整備事業債（旧合併特例事業）
その他		
一般財源	3,490,000	
合計	69,190,000	

（５）　契約の相手方

千葉市稲毛区緑町一丁目 26 番８号

新日本厨機株式会社　千葉営業所

営業所長　堀　智也

（６）　購入備品の概要

機器	説明	主材質	寸法（㎜）			数量（台）
			間口	奥行	高さ	
フードスライサー、置き台及び収容箱	形状及び固さが異なる葉菜類、根菜類等を切るための機器、フードスライサーを置くための台並びにプレートを収容するための箱　※寸法は、フードスライサー部分	ステンレス製	1,205	555	776	1
蒸気回転釜	煮物、汁物、炒め物、湯沸かし等の多目的な用途で使用するための調理用の回転釜	ステンレス製	1,875	1,290	960	4
			1,880	1,480	870	2
電気式食器消毒保管庫【新規】	調理器具類を洗浄した後、熱風により消毒乾燥し、保管するための機器（熱源：電気）	ステンレス製	1,290	950	1,920	1
蒸気式食器消毒保管庫	食器及び食缶を洗浄した後、熱風により消毒乾燥し、保管するための機器（熱源：蒸気）	ステンレス製	1,900	950	1,920	1
棚昇降式蒸気食器消毒保管庫	同上（棚が昇降することにより大量に保管することができるもの）	ステンレス製	1,090	950	2,770	1
			1,410	950	3,210	3
			1,410	950	2,770	3
連続フライヤー（ガス式）	食材が上下コンベアの間を流れる方式で揚げ物を調理するための機器	ステンレス製	3,385	1,575	1,800	1

（７）　納入期限

令和７年３月 24 日

給食用備品イメージ

フードスライサー・置き台	蒸気回転釜１	蒸気回転釜２	電気式食器消毒保管庫
棚昇降式蒸気食器消毒保管庫	**連続フライヤー**		

※　蒸気式食器消毒保管庫は、棚昇降式蒸気食器消毒保管庫と類似の形状で昇降機能を備えていないものである。

議案第33号

物品購入契約の締結について（移動教室バスの購入）

1　提案理由

移動教室バスの購入契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び鴨川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年鴨川市条例第45号）第3条の規定により議決を求める。

2　内容

（1）　購入理由

学校教育における校外活動、充実した社会教育活動等に資する移動教室バスの車両が平成8年の初年度登録から27年が経過し、劣化していることから、安全性を確保するため更新する。

（2）　契約の方法　指名競争入札

（3）　予定価格　一金38,161,190円

（4）　契約金額　一金33,395,950円

（財源内訳）

区分	金額（円）	備考
国庫支出金		
県支出金		
地方債	31,600,000	移動教室バス整備事業債（旧合併特例事業）
その他		
一般財源	1,795,950	
合計	33,395,950	

（５）　契約の相手方

鴨川市滑谷 777 番地

株式会社　タムラ

代表取締役　田村　清孝

（６）　購入車両の概要

ア　車種　ハイデッカ（大型バス）

イ　寸法　全長：12m以下　／　全幅：2.5m以下　／　全高：3.5m以下

ウ　エンジン型式　ディーゼルエンジン

エ　エンジン出力　360 馬力以上

オ　排気量　8,500cc 以上

カ　乗車定員　55 人以上

キ　燃料　軽油

ク　変速機　７速ＭＴ

ケ　出入口扉　スイング扉

コ　装備　衝突被害軽減システム、横滑り防止装置、坂道発進補助装置、車線逸脱警報、車両ふらつき警報、クラウチングシステム、ドライバーモニター、バックカメラ、ＡＭ・ＦＭラジオ、ＤＶＤプレイヤー、冷暖房装備、室内灯、路肩灯、電動式アウトサイドミラー、カーポット、冷蔵庫

サ　オプション　ＥＴＣ2.0 及びＥＴＣプリンター、枕カバー（袋式白ナイロンレース製２セット）、指定看板（車両前方）、ラッピング（キャラクター及び文字）、タコグラフ（140 ㎞／１日用）、ドライブレコーダー４カメラ（前後左右）、指定色外装塗装（白、黄、青）、出入口スイング扉熱線入り、アルミホイール、スチールホイール６本（積込み）、前窓ローラーカーテン（電動式）、マイクジャック（運転席×１、客席×３（均等に配置））、マイク積込み（ガイドマイク×１、ハンドマイク×３）、カーナビゲーション、運転席後部仕切（アクリル）、シガーソケット 24Ｖ

シ　塗装

（ア）　市が保有する大型バス（いすゞ　ガーラ（型式　ＬＶ781Ｒ））のデザインに準じたものであること。なお、詳細は、入札後、市と受注

者が協議し、決定すること。

（イ） キャラクター、文字等を指定する３箇所に貼付すること。なお、指定箇所の詳細は、入札後、市と受注者が協議し、決定することとし、必要なデータ等は市が別に支給するものであること。

（７） 納入期限

令和７年３月 24 日

移動教室バス外観イメージ

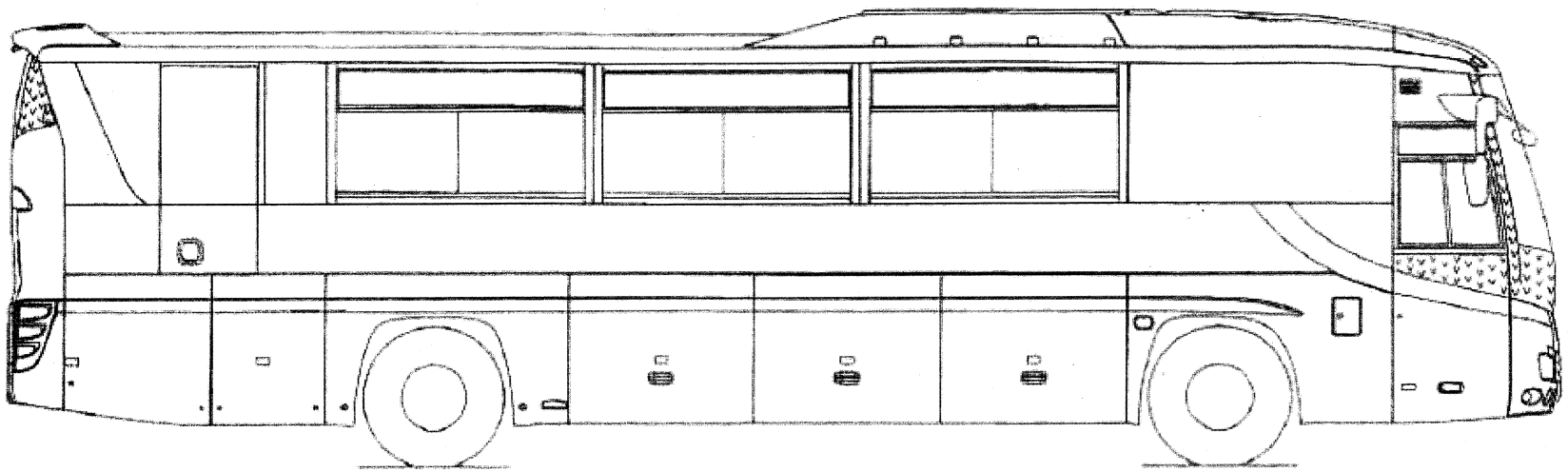

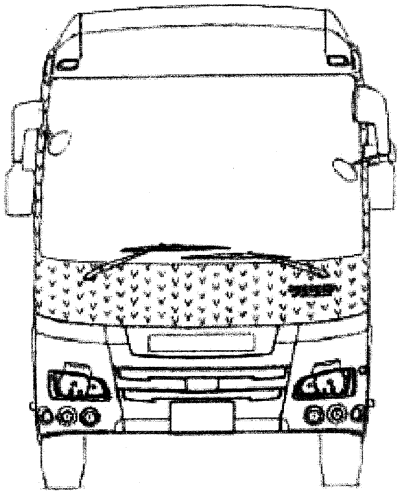

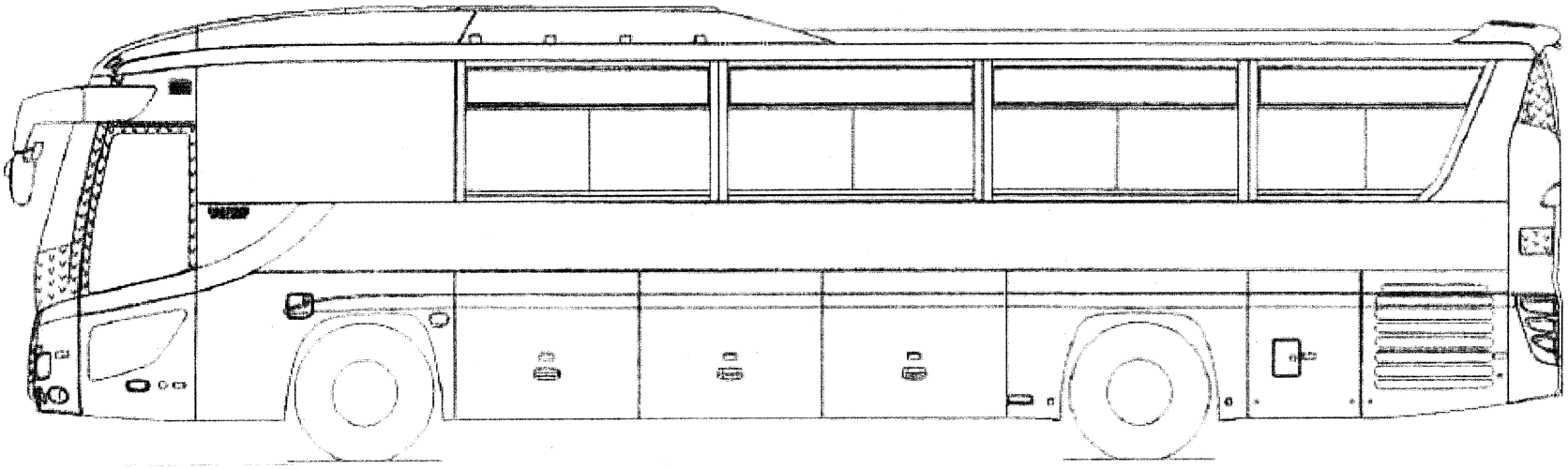

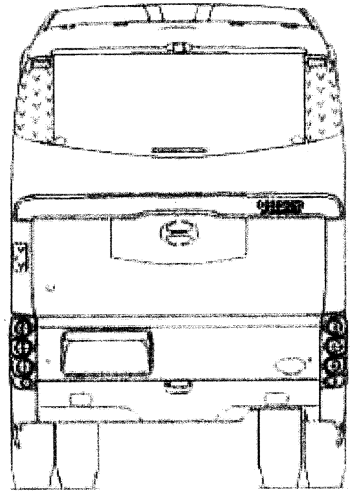

議案第 34 号

市道路線の廃止について

1　提案理由

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第１項の規定により市道路線を廃止したいので、同条第３項において準用する同法第８条第２項の規定により議決を求める。

2　内容

廃止する路線及びその理由

路線名	理由	備考
安田線	本路線の全区間が市道貝渚大里線と重複して認定されていることから、本路線を廃止するもの。	位置図　次ページ参照

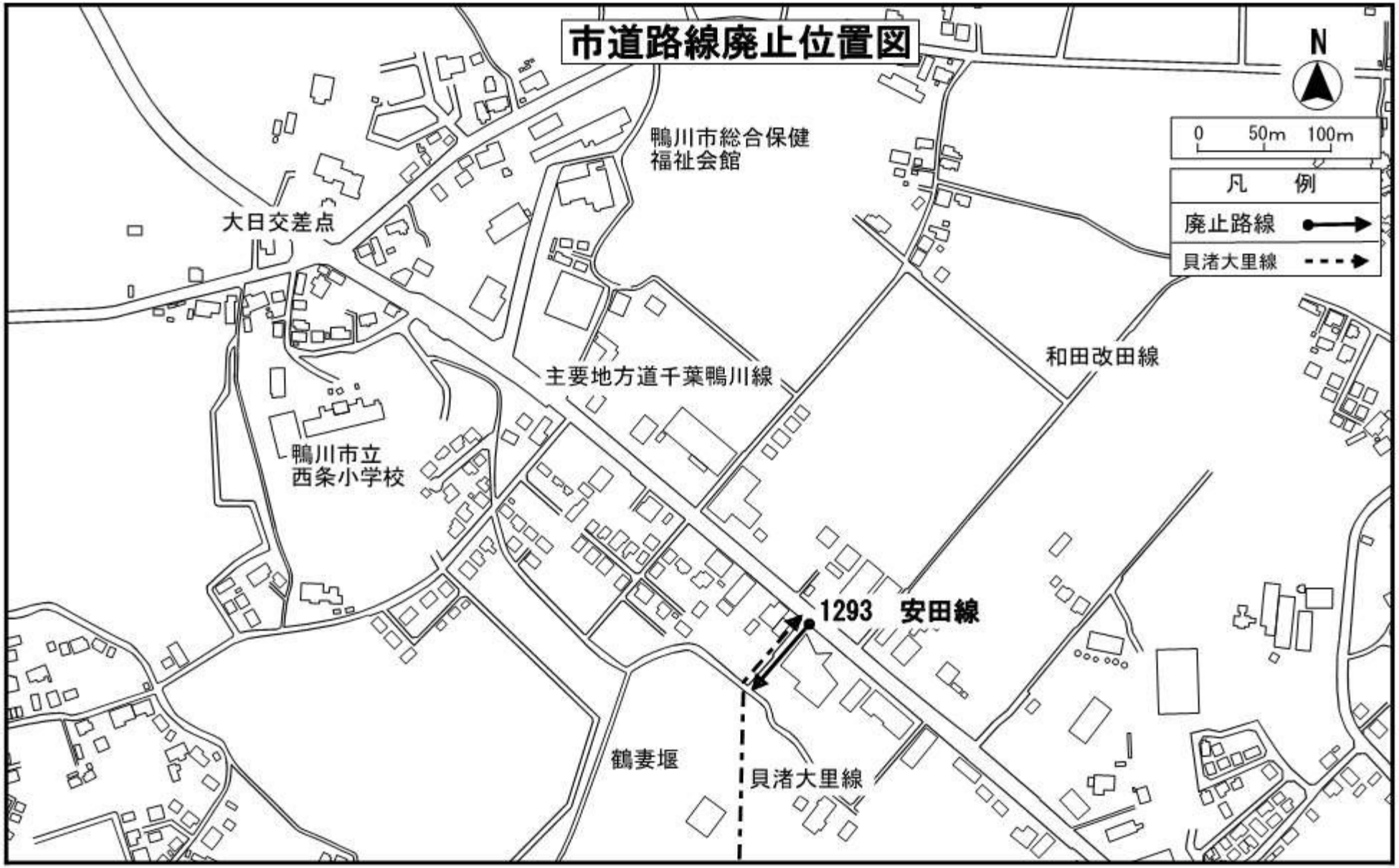
市道路線廃止位置図
N
0 50m 100m
凡 例
廃止路線
貝渚大里線
鴨川市総合保健
福祉会館
大日交差点
主要地方道千葉鴨川線
和田改田線
鴨川市立
西条小学校
1293 安田線
鶴妻堰
貝渚大里線

議案第 35 号

市道路線の認定について

1　提案理由

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第８条第１項の規定により市道路線を認定したいので、同条第２項の規定により議決を求める。

2　内容

認定する路線及びその理由

路線名	理由	備考
川口 10 号線	民間開発事業者により整備された道路について、生活道路として多くの利用があり、緊急避難用道路の機能を有するため、市道として認定するもの。	位置図　次ページ参照

市道路線認定位置図
N
100m
凡　例
認定路線
加茂川橋
加茂川
一般県道浜波太港線
鴨川漁港
川口富士根線
1696　川口10号線

議案第36号

令和６年度鴨川市一般会計補正予算（第１号）

１　提案理由

令和６年度鴨川市一般会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第１号）を調製したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第１項の規定により議決を求める。

２　内容

（１）　歳入歳出補正

ア　歳入　（単位　千円）

款	補正前の額	補正額	計	説明
15　国庫支出金	1,524,831	351,522	1,876,353	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 1,309　外国人受入環境整備交付金 1,703　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 345,780　子ども・子育て支援事業費補助金 2,500　外
16　県支出金	1,047,478	1,943	1,049,421	母子生活支援施設措置費負担金 115　千葉県海岸漂着物地域対策推進事業補助金 1,828
19　繰入金	1,459,544	24,205	1,483,749	財政調整基金繰入金
21　諸収入	302,875	61,788	364,663	コミュニティ助成事業助成金 300　賠償補償保険共済金 354　損害賠償金 46　ワクチン生産体制等緊急整備基金助成金 61,088
22　市債	1,385,380	79,200	1,464,580	旧天津小湊清掃センター除却事業債
歳入合計	17,806,000	518,658	18,324,658	

イ　歳出（目的別）　（単位　千円）

款	補正前の額	補正額	計
２　総務費	3,136,621	2,481	3,139,102

3　民生費	5,902,285	350,431	6,252,716
4　衛生費	2,176,024	161,028	2,337,052
8　土木費	728,536	4,718	733,254
歳出合計	17,806,000	518,658	18,324,658

ウ　歳出（性質別）　（単位　千円）

区分	補正前の額	補正額	計
人件費	3,885,132	8,287	3,893,419
扶助費	2,987,449	331,940	3,319,389
物件費	3,123,513	173,260	3,296,773
補助費等	1,840,246	1,271	1,841,517
投資的経費	1,370,346	3,900	1,374,246
普通建設事業費	1,370,346	3,900	1,374,246
単独事業費	1,155,792	3,900	1,159,692
歳出合計	17,806,000	518,658	18,324,658

エ　主要事業　（単位　千円）

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
2-1-13	外国人も暮らしやすいまちづくり事業	300			300		・多文化共生事業補助金 300 千円 多様な文化を尊重し、異文化間の交流をさらに推進するため、多文化共生に関するセミナー及びワークショップを実施する鴨川市国際交流協会に補助する。

<table>
<tr><td rowspan="2">3-1-1</td><td>物価高騰対応重点支援給付金支給事業（新たな非課税世帯等分）</td><td>105,988</td><td>105,988</td><td></td><td></td><td></td><td>・物価高騰対応重点支援給付金（新たな非課税世帯等分）
100,000 千円　外
エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている低所得世帯を支援するため、新たに住民税非課税となった世帯及び住民税均等割のみ課税となった世帯に対し、1 世帯当たり 10 万円を支給する。</td></tr>
<tr><td>物価高騰対応重点支援給付金支給事業（調整給付分）</td><td>233,971</td><td>233,971</td><td></td><td></td><td></td><td>・物価高騰対応重点支援給付金（調整給付分）　228,190 千円　外
エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている低所得世帯のうち定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の者を支援するため、定額減税しきれないと見込まれる者に対し、１万円単位で差額を支給する。</td></tr>
<tr><td>3-2-1</td><td>物価高騰対応重点支援給付金支給事業（新非課税等こども加算分）</td><td>5,821</td><td>5,821</td><td></td><td></td><td></td><td>・物価高騰対応重点支援給付金（新非課税等こども加算分）
3,750 千円　外
エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている低所得世帯を支援するため、低所得者の子育て世帯（新たに住民税非課税となった世帯及び住民税均等割のみ課税となった世帯）に対し、18 歳以下の児童１人につき５万円の給付金を支給する。
<table>
<tr><th>支給対象者</th><th>支給額</th></tr>
<tr><td>基準日（令和６年６月３日現在）において、本市の住民基本台帳に登録されている者で、令和６年度に新た</td><td>児童１人につき５万円</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

							に住民税非課税となった世帯又は住民税均等割のみ課税となった世帯に属する平成 18 年４月２日以後に出生した児童の世帯主
4-1-2	予防接種事業	72,624			61,088	11,536	・予防接種委託料 72,259 千円　外 予防接種法の改正により、新型コロナウイルス感染症が定期の予防接種を行う疾病として位置付けられたことから、疾病の発生及びまん延を防止するため、高齢者等を対象に新型コロナウイルスワクチン接種を実施する。
4-2-1	旧天津小湊清掃センター除却事業	88,004		79,200		8,804	・解体撤去工事 90,358 千円　外 旧天津小湊清掃センター解体撤去工事の追加工事（耐火モルタル等除去工事及び煙突内壁のダイオキシン類除染工事）を行う。 【債務負担行為】 期間　令和６年度～令和７年度 限度額　28,266 千円

（２）　繰越明許費

（単位　千円）

款項	事業名	金額	説明
10-5	旧江見小学校跡地活用事業	546,520	（仮称）江見公民館建築工事の入札が不調となり、再入札を行うことに伴い事業着手が遅れ、年度内工期の確保が困難となったことから、事業費を令和７年度に繰り越して使用する。

（３）　債務負担行為補正

ア　追加

（単位　千円）

事項	期間	限度額	説明
旧天津小湊清掃センター除却事業	自　令和６年度 至　令和７年度	28,266	旧天津小湊清掃センター解体撤去工事に係る追加工事の実施により、その工期を令和７年６月までと見込むことから、監理委託料及び解体撤去工事費について、債務負担行為を追加する。

（４）　地方債補正

ア　変更

（単位　千円）

起債の目的	限度額		説明
	補正前	補正後	
旧天津小湊清掃センター除却事業	133,700	212,900	旧天津小湊清掃センター除却事業に係る解体撤去工事費の追加に伴い、限度額を追加する。

議案第37号

令和６年度鴨川市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

１　提案理由

令和６年度鴨川市国民健康保険特別会計予算に変更を加える必要が生じ、補正予算（第１号）を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第67号）第218条第１項の規定により議決を求める。

２　内容

（１）　歳入歳出補正

ア　歳入　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計	説明
7　県支出金		2,912,436	6,986	2,919,422	
	1　県負担金	2,912,436	6,986	2,919,422	保険給付費等交付金（普通交付金）100　特別調整交付金分 6,886
歳入合計		3,869,520	6,986	3,876,506	

イ　歳出　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1　総務費		11,910	6,886	18,796
	1　総務管理費	8,235	6,886	15,121
2　保険給付費		2,868,903	100	2,869,003
	3　移送費	100	100	200
歳出合計		3,869,520	6,986	3,876,506

ウ　主要事業　　（単位　千円）

款項目	事業名	予算額	財源内訳				説明
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1-1-1	一般管理事務費	6,886	6,886				・国保資格システム改修委託料 6,886 千円 令和６年 12 月２日からマイナ保険証を基本とする仕組みに移行することに伴い、システムの改修業務を委託する。
2-3-1	一般被保険者移送費	100	100				・一般被保険者移送費 100 千円 移送費の額が見込額を上回ったこと等のため、増額する。

諮問第１号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

１　提案理由

人権擁護委員、鈴木幸雄氏の任期が令和６年９月 30 日をもって満了することに伴い、同氏を適任者と認め推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第６条第３項の規定により意見を求める。

２　推薦する者

住　　所　　○○○○
氏　　名　　鈴木　幸雄
生年月日　　○○○○
備　　考　　継続

報告第２号

令和５年度鴨川市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

１　報告理由

令和５年度鴨川市一般会計予算に係る繰越明許費について、この計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第２項の規定により報告する。

報告第３号

令和５年度鴨川市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について

１　報告理由

令和５年度鴨川市一般会計予算に係る地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第３項ただし書の規定による予算の繰越し（事故繰越し）について、この計算書を調製したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 150 条第３項において準用する同令第 146 条第２項の規定により報告する。

報告第４号

令和５年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書について

１　報告理由

令和５年度鴨川市水道事業会計予算繰越計算書を調製したので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第３項の規定により報告する。

（資料２）

報告第５号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

１　報告理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第１項の規定に基づき、議会の権限に属する事項のうち市長において専決処分することができるものとして市議会の議決（専決処分事項の指定について　平成 17 年２月 17 日市議会議決）により指定された事項について専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

２　内容

（１）　事故の概要

令和５年 11 月 22 日午前 11 時 10 分頃、鴨川市西町 348 番５において、ごみ収集作業中の市公用車（ごみ収集車）が市道上人塚下芝線に向かって当該土地を走行中、左方から後退してきた相手方所有の車両に接触し、それぞれの車両の一部が損傷したもの。

（２）　損害賠償及び和解の相手方

〇〇〇〇

（３）　損害額、過失割合及び損害賠償額

	市		相手方	
損害額	①（車両左側面損傷）	93,500 円	④（車両後部損傷）	708,030 円
過失割合	②	50%	⑤	50%
損害賠償額	③（④×②）	354,015 円	⑥（①×⑤）	46,750 円

（４）　和解条件　市から相手方に対する損害賠償金 354,015 円、相手方から市に対する損害賠償金 46,750 円をもって和解する。

３　専決処分日

令和６年４月９日